# タイ王国 労災リハビリテーションセンター 事前調査チーム報告書

昭和58年5月

国際協力事業団



# タイ王国 労災リハビリテーションセンター 事前調査チーム報告書

昭和58年5月

国際協力事業団

LIBRARY

回際協力事業団 <sup>受入</sup> '84. 4.21' | 122 **登録No.** () 3 () 62 | 5 DC タイ王国では製造業を中心に、工業化の進展に伴い労働災害もまた増加の一途をたどっている。 こうした状況の下で労働災害防止対策と並んで被災労働者の早期職場復帰を促進するための対策 が技能労働者の維持・確保及び労働者福祉向上の観点から求められている。このうち被災労働者 対策として、内務省労働局では、1974年労災補償基金制度を発足させたが、被災労働者のリ ハビリテーション対策を充実させ、被災労働者の職場復帰を促進させるための施設として労災リ ハビリテーションセンターの設置を計画し、我が国に対しその技術協力を1982年10月要請 越した。

当事業団は、本要請を受け昭和57年11月労災リハビリテーションセンター設立計画(無償資金協力)事前調査団を現地に派遣した。今般それら調査結果を基に、労働福祉事業団総務課長松本邦宏氏を団長とする7名の事前調査団を、1983年3月13日から3月26日までの14日間にわたり、再度、現地へ派遣し技術協力の妥当性等につき、同国内務省労働局,経済技術協力局関係者を中心に協議を行ない、日本への協力要請のため既に準備されているサイトや被災労働者の実態調査も併せ実施した。

本報告書は同调査団による現地調査の結果をとりまとめたものである。

ここに本調査の任にあたられた調査団員各位並びに、本調査団派遣にご協力いただいた外務省、労働省及び在タイ日本国大使館、JICAバンコク事務所並びに内外の関係諸機関の方々に対し深甚の謝意を表すると共に、あわせて今後のご支援をお願いする次第である。

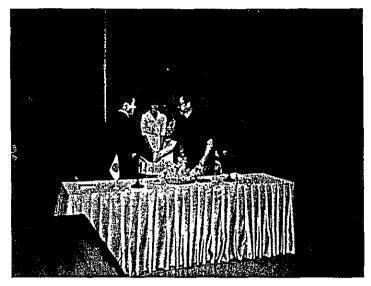
昭和58年5月

1

国祭協力事業団

理事中逻式仁





ミニッツ調印

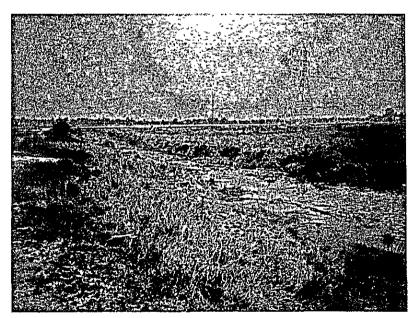




被災労働者実態調査







プロジェクト予定地

目 次

l	調査団派遣の経緯	1
n	調査の目的	1
111	調査団の構成	1
N	調 査 日 程	2
V	タイ側主要協議関係者名簿	4
VI	調査の概要	6
	1 基本構想	6
	1 - 1 基本計画	6
	1-2 対象とする身体障害者	6
	1 - 3 設置場所	6
	1 - 4 業務の内容	6
	1 - 4 - 1 業務の流れ (図1)労災リハビリテーションセンターの業務の流れ	7
	1-4-2 入所選考	7
	1 - 4 - 3 インテーク	7
	1 - 4 - 4 評 価	7
	1 - 4 - 5 医学的リハビリテーション (機能回復訓練 )	7
	1 - 4 - 6 職業準備課程	9
	1-4-7 職業訓練課程	9
	1-4-8 就職指導課程	10
	1-4-9 職業リハビリテーションのコース別にみた対象者,期間,サービスの内容	1 (
	1-5 定 员	10
	1 - 6 組 織	1 0
	1-7 施設•設備等	1 2
	1-7-1 施 設	1 2
	1-7-1-1 管理部門	
	- 2 医学的リハビリテーション部門 (機能回復訓練 )····································	
	- 3 ワークショップ部門	
	- 4 職業評価・指導部門	
	- 5	
	- 6 その他の施設	
	♥ U * # # # # # # # # # # # # # # # # # #	

		1 — 7	′ <del>-</del> 2	配置計	画 …	*******	*******		•••••				*******		1 4
		1 - 8	実施ス	スケジュ	ール	••••••	•••••		•••••	• • • • • • •			******		1 4
	2	センク	ューのま	で施計画	•••••			•••••							1 4
		2 - 1	センタ	一の目的	内および	業務	(図2	2)セン	ターの	組織体	制及で	配置	散員数 ·		1 4
		2 - 2	カウン	ノターバ	ートの	確保 ·							********	• • • • • • • •	1 7
		2 - 3	日本人	専門家		*******	•••••			•••••			*******	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18
		2 - 4	日タイ	合同委	員会 ·		•••••	•••••							19
		2 - 5	機 セ	ł ······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				••••••		2 0
		2 - 5	5 <b>–</b> 1	医療リ	ハ施設			••••		• • • • • • •		•••••			2 0
		2 - 5	· - 2	職業リ	ハ施設					• • • • • • •			********	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2 0
		2 - 6	予 第	j	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		• • • • • • •					2 1
		2 - 7	建設予	定地	•••••	•••••	••••••	•••••	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		22
	3	結	稐 …				•••••				• • • • • • • •	······		•••••	2 2
		3 - 1	センタ	一設置	の必要性	生及び市	丁能性	•••••				•••••	•••••	•••••	2 2
		3 - 2	センタ	マーの機	能 …	••••••	•••••	•••••		******	•••••	••••••			2 3
		3 - 3	入所者	6の生活	保障·	•••••		•••••				•••••		•••••	2 4
		3 - 4	人的•	予算的	準備状?	兄 …	• • • • • • • • •			, ,		•••••	······	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2 4
VΠ		被災労賃	カ者等の	実態		•••••	••••••			•••••		•••••	•••••	******	2 6
	1	被災免	が働者の	状況	•••••	•••••		•••••					•••••		2 6
		表 1 初	5災労働	が者の推	移(1	7 4 4	F~1	782	年)…			•••••	••••••		2 6
		表 2 图	語の音	麗度別・	部位別	大況 ·	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •			••••••	•••••	28
		表 3 質	害者の	年令別	状況 ·	•••••	••••••	******	••••••				*******	•••••	28
		表 4 階	き害者の	教育程	度別状と	兄 …	•••••		• • • • • • • •					*******	2 9
		表 5 阅	害の程	健度別・	部位別	改場復州	帚の状況	兄 …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••		••••••	• • • • • • • • •		3 0
	2	被災失	的多数	対策の状	況 …	••••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••••		•••••	••••••	3 0
		(1) 補償	対策の	現状		•••••	••••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	•••••		• • • • • • • • •	•••••	3 0
		(2) 医病	砂りハ	ビリテ	ーション	/の現物	大	••••		•			••••••	• • • • • • • • •	3 O
		(3) 職業	きりハビ	ソテー	ションタ	対策のヨ	見状 ・			•••••			••••••	•••••	3 3
	3	具体例	から見	た被災	労働者の	D現状	••••••			• • • • • • •		•••••	••••••	•••••	3 4
		(1) 労働	カ者イン	クピュ	一調查の	D概要	•••••	••••••	••••••	******			• • • • • • • • •	•••••	3 4
		(2) 企業	調査の	概要		•••••	••••••	•••••					*** : : : • • •	*****	3 6
VII		タイの産	業・労	働事情	******	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	******		******			**4 *** * * * *	******	38
	1	タイの	産業経	済事情	••••••	•••••	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	******	• • • • • • • • •	•••••	•••••	•••••	38
	2	タイの	労働事	情 …			• • • • • • • •	••••••				•••••		******	38

•

リハセコ																
	ノダー医	連予算	(19	8	2 / 1	9	8	3	)		• • • • • • •	••••••	•••••			4 3
"	"		(19	8	3 / 1	9	8	4	)	•••••	• • • • • • • •		******			4 4
"	"		(19	8 '	4 / 1	9	8	5	)				•••••			4 5
"	建	設予定局	所在地	ļī	•••••	••••	••••			••••••		• • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		4 7
"	葅	設予定均	也地区	]				•••					•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		4 8
リハセン	ノターに	係るミ	ニッツ	,			• • • •	•••		•••••	•••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	4 9
	"	討言	義内容	ř	•••••	••••	••••	•••					******	• • • • • • • • • • •		5 1
「タ」[[	国労災補	賃貸金に付	系る内	內務	省令		• • • •	•••	• • • • • • • •			· · · · · · · · ·	******			5 5
<b>タ」</b> [	国におけ	「る病院の	の現場	ķ	*****		• • • • •						•••••	• • • • • • • • • •	••••	62
考了	資 料					••••	• • • •		•••••		• • • • • • •	· • • • • • •				6 5
質問事項	頁					• • • • •	• • • •	•••					** • • • • • •			67
4.前調	查項目			••••		••••	• • • •				•••••		******			7 3
if	""" クタ考問		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	## # (19 ### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	### (198 #### (198 ####################################	### (1984/1 ### 建設予定所在地 ### 建設予定地地図 ### 建設予定地地図 ### 財譲内容 ### 財務内容 ### 財務内容 ### 財務内容 ### 財務内容 ### 財務内容	# # (1984/19 # 建設予定所在地 # 建設予定地地図  ** 対議内容  ** 対議内容  ** 対域企に係る内務省令  ** 多」国における病院の現状  ** 着 料  ** 間事項	# # (1984/198 # 建設予定所在地	# # (1984/1985 # 建設予定所在地	" # (1984/1985)       " 建設予定所在地       " 建設予定地地図       ハセンターに係るミニッツ       " 討議内容       タ J国労災補償金に係る内務省令       タ J国における病院の現状       考 資 料       (間事項	" # (1984/1985)         " 建設予定所在地         " 建設予定地地図         ハセンターに係るミニッツ         " 討議内容 …         タ J国労災補償金に係る内務省令 …         タ J国における病院の現状 …         考 資 料 …         間事項 …	<ul> <li># (1984/1985)</li> <li># 建設予定所在地</li> <li># 建設予定地地図</li> <li>ハセンターに係るミニッツ</li> <li># 討議内容</li> <li>タ J国労災補償金に係る内務省令</li> <li>タ J国における病院の現状</li> <li>考 資 料</li> <li>(間事項</li> </ul>	<ul> <li># (1984/1985)</li> <li># 建設予定所在地</li> <li># 建設予定地地図</li> <li>ハセンターに係るミニッツ</li> <li># 討議内容</li> <li>タ J国労災補償金に係る内務省令</li> <li>タ J国における病院の現状</li> <li>考 資 料</li> <li>(間事項</li> </ul>	<ul> <li># (1984/1985)</li> <li># 建設予定所在地</li> <li># 建設予定地地図</li> <li>ハセンターに係るミニッツ</li> <li># 討議内容</li> <li>タ J国労災補償金に係る内務省令</li> <li>タ J国における病院の現状</li> <li>考 資 料</li> <li>ご問事項</li> </ul>	<ul> <li># (1984/1985)</li> <li># 建設予定所在地</li> <li># 建設予定地地図</li> <li>ハセンターに係るミニッツ</li> <li># 討議内容</li> <li>タ J国労災補償金に係る内務省令</li> <li>タ J国における病院の現状</li> <li>考 資 料</li> <li>ご問事項</li> </ul>	# # (1984/1985)  # 建設予定所在地  # 建設予定地地図  ****  ***  ***  ***  ***  **  **  *

**L** 

•

#### 事 前 調 査 概 要

#### 1 設立目的

本センターは労働災害による身体障害者に対し、職業リハビリテーション及びこれに必要な機能回復訓練(医学的リハビリテーション)のサービスを提供し、当該被災労働者の職業的自立を促進し、もって障害者就業対策の充実及び労働者の福祉の向上を計ることを目的とする。

#### 2 機 能

- ① 職業リハビリテーション部門では主として、労働災害による身体障害者を原職復帰させることを 前提としたサービスを提供するが、現職復帰が必ずしも適当でない身体障害者については そのニーズに対応したサービス(特に自営のための職業訓練)の提供を行う。
- ② 機能回復訓練(医学的リハビリテーション)部門では、職業リハビリテーションを行うには 機能回復が十分でないと判断される身体障害者(付加的に機能回復訓練を行うことが必要 な者)に対して、一般病院及び専門的な医学的リハビリテーションの機能を有する病院と の連携の下に理学療法及び作業療法を中心とするサービスの提供を行う。

#### 3 組 織

- ① 所 管 内務省労働局労災補償基金部の下部機関
- ② 人的体制 所長以下81名(所員50名、補助要員31名)

#### 4 予 算

- ① センター運営に必要な予算は、将来労災補償基金を充てることが考えられているが、そのためには革命評議会布告第103号(Announcement Malos of the National Executive Council)の改正等が必要であり、そのためには若干の日時を要すると見込まれるので、それまでの間はとりあえず一般予算及び特別予算(予備費)で手当するとしている。
- ② 84年度予算(1983年10月から1984年9月まで)はセンター建設関連(水道・電気・電話・職員宿舎等)約1,500万パーツ(約16,500万円)、準備段階における人件費約18万パーツ(約198万円)を既に予算要求中であり、遅くても8月中に確定する見込である。
- ③ 85年度については、約100万バーツ(1100万円)を要求する予定としている。
- ④ サイトの盛土等整備に必要な経費約1,200万バーツ(約13,200万円)は83年度の 特別予算からの支出を財政当局に要求中である。

#### 5 サイト

- ① パンコックの北方約30km、ランシット県パンプーン地区に位置し、面積は27ライ(1 ライは1,600m² 約4.3 ha)、約7 m幅の国道に面している。
- ② 職業紹介所が約2 Km離れたところにある他、約2.5 Km離れたところに空軍病院(一般市民 にも開放され、リハビリテーション機能もある。現在200床、近い将来700床に拡大)

もあり当該病院との連携も可能であるなど立地条件は良好である。

③ 現在は内務省地域開発局の所有地であるが、労働局への移管については同局はもとより県知事の了解は得られており、目下財務局の回答待ちの状態である。

## Ⅰ 調査団派遣の目的

タイ国では、製造業を中心に工業化の進展がめざましいが、そのような発展に伴い労働災害もまた増加の一途をたどっている。こうした状況の下で、労働災害防止対策と並んで被災労働者の早期職場復帰を促進するための対策が、技能労働力の維持確保及び労働者福祉の向上の観点から求められている。このうち被災労働者対策として、内務省労働局では1974年に労災補償基金制度を発足させたが、被災労働者のリハビリテーション対策を充実させ、被災労働者の職場復帰を促進させるための施策として労災リハビリテーションセンターの設置を計画した。これに基づき ILOの専門家による調査が行われたが、それをもとにわが国に対する無償資金協力と技術協力の要請が行われた(1982年10月14日)。この要請に基づき同年11月15日から27日までの間、労災リハビリテーション建設計画事前調査団(団長 山下労働省国際労働課企画官)かタイ国に派遣され、タイ国政府の要請内容の確認及び本件プロジェクト協力の可能性等が調査された。

今回の調査団は、この昨年の調査団の後を受けて技術協力事前調査団として派遣されたものである。

## Ⅱ調査の目的

本調査団の目的は、昨年の調査団の結果を踏まえ、本件プロジェクトに関し、そのプロジェクトの内容の把握、プロジェクトに対するタイ側の準備状況等その推進のための各種の条件の詳細を把握するためであり、調査項目の一部はあらかじめタイ国政府に送付していたが、詳細な調査はタイ国側の関係者(主として内務省労働局関係者)との協議、関連施設の視察、企業訪問、被災労働者に対する面接調査等により実施した。

## Ⅲ調査団の構成

员 長	松	本 邦	宏	労働福祉事業団総務部総務課長
技 術 協 力	星	秀	明	外務省経済協力局技術協力第二課
就 職 指 導	後〕	藤 ·光	義	労働省職業安定局業務指導課障害者雇用専門官
医療リハビリ	中	島 昭	失	中部労災病院リハピリテーション診療科部長
職 業 評 価	松 :	井 亮	輔	身体障害者雇用促進協会総務部調査役
職 業 訓 練	小	Hi	孟	国立職業リハビリテーションセンター職業指導部長

## Ⅳ 調 査 日 程

1983年3月13日(日)~3月26日(土)(14日間)

日順	月日	曜	行 程	調 査 内 容
1	3/13	日	旅行日(東京発10:45 TG601 台北,	
			香港経由 バンコク着18:25)	
2	3/14	月	10:00~12:00 内務省労働局訪問	ヴィジット労働局長表敬
			14:30~15:00 DTEC訪問	カセムDTEC局次長表敬
			15:30~ 大使館, JICA事務所	
3	3/15	火	9:00~12:00 労働局訪問	労働局関係者との協議
			14:00~ サイト視察	(ランシット、パトムタニ県)
			15:00~ シグネティック・タイランド社訪	(電子機器製造業)
			問(中島団員はブミポン病	
			<b>院視察</b> )	
4	3/16	水	9:00~16:30 障害労働者の面接	17人の障害労働者について個
			( 労働局 )	別面接
5	3/17	木	10:00~13:00 プラバデン身障者職業リハビ	
			リテーションセンター訪問	
			14:30~16:30 国立職業訓練所(NISD)	
			及び職業紹介所訪問	
			(中島団員は、シリライ病院	
			及びチュラロンコン病院訪問)	
6	3/18	金	9:30~12:00 サイト視察	
	J, 10	-		( スワン・カニバス )
			15:30~16:30 チョンプリ病院視察	
7	3/19	土	国内での打合せ	
8	3/20		}	
	J/ ZU	Ü	( 星団員 18:25 バンコック 到着 )	

9	3/21	月	9:00~16:30 労働局訪問	マスターフランについての協議
			(中島団員は15:00~	
			16:30 厚生局訪問 )	
			19:00~ 労働局長主催夕食会	(アンバサダーホテル)
10	3/22	火	9:30~16:30 企業訪問	
			① APPA INDUSTRY	( 医薬品容器製造業 )
			② PHANCHAROEN INDUSTRY	(製材業)
			③ 大栄工業有限公司	( 製缶業 )
			(松井, 内田団員は, 労働局との協議)	
			(中島団員帰国)	ş
11	3/23	水	9:00~16:30 労働局訪問	ミニッツの作成
:			10:00~10:30 松本,小川団員日本商工	
		]	会議所訪問	
			13:00~13:30 松本,松井団員海外企業	
		] ]	協会訪問	
			14:00~16:00 松本,松井団員内務省厚	
			生局訪問	
			13:00~ 小川,後藤団員 Thai-	( 鉄鋼業 )
	:		India, Steel Indus-	
			try 社訪問	
			13:00~ 星,内田団員 site 訪問	
12	3/24	木	9:00~14:00 労働局訪問	討議録の作成
	;		14:00~14:30 ミニッツ調印式	
13	3/25	金	9:00~14:30 労働局訪問	討議録の作成
			15:00~ 大使館, J1CA 支所訪問	調査の報告
			19:00~ 調査団主催夕食会	( インターコンチネンタル )
14	3/26	土	旅行日(バンコック発9:30 CX700	
			香港乗換CX500 東京着21:15)	
		_		

## V タイ側主要協議関係者名簿

## 1. Department of Labour (DOL)

- 1. Mr. Vigit Sangtong DD
- 2. Mr. Chalin Amontham DDG
- 3. Mr. Chareon Siribhan DDC
- 4. Mr. Chalong SoweHewongse DDG
- 5. Director of Labour Studies and Plannings
- 6. Director of WCF
- 7. Director of NISD
- 8. Director of Employment Services
- 9. Director of Foreign Affairs
- 10. Miss Duangkamol Changrien
- 11. Mrs. Jiraporn Kesornsn
- 12. Miss Pannee Rurnrocythuan
- 13. Miss Benjawan

## 2. Department of Public Welfare (DOPW)

- 1. Dr. Kamol Sindhuoananda, Director of Phrapradaeng VRC
- 2. Miss Kaneongnit
- 3. Miss Jutharnas
- 4. Dr. Kong

## 3. Ministry of Public Health (MOPH)

- 1. Dr. Vitura Sangsingkao
- 2. Dr. Kong Suwanrat

#### 4. Department of Technical & Economical Cooperation (DTEC)

- 1. Mr. Kasem Unahasu, Deputy Director General
- 2. Mr. Thawal Polpuech, Director of Colombo Plan Sub-Division
- 3. Mr. Sutin Susila, Staff of the above-mentioned sub-division
- 4. Mr. Tirath Viputtikullavat,

#### 5. Hospitals

1.	Dr. Damrong Kitkusol	}	
2.	Dr. Sunit Srdhisanronorkorn		
3.	Mrs. Malie Sangkhawat	1	Siriraj Hospital
4.	Dr. Wichai Wanaduvongwan	]	
5.	Dr. Seh Aksaranukraha	]	
6.	Dr. Samuk Pukanasen	ř	Chulalongkorn Hospital

- 7. Dr. Ekchai ChulajariH
- 8. Director
- 9. Deputy Director
- 10. Physical Therapist
- 11. Dr. Prakob Burapharat
- 12. Dr. Omsin Sriswat

## 6. Factories

- 1. Manager of Signetics Thailand
- 2. Manager of APPA Industry
- 3. Manager of Phanchareon Industry
- 4. Manager of Soonthorn Lohakit
- 5. Manager of Thai India Steel Industry

Lerdsin Hospital

Cholburi Hospital

Bumipol Adulyadej Hospital

## Ⅵ 調 査 の 概 要

#### 1. 基 本 構 想

タイ側の関係者と協議の結果、取りまとめた労災リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)の基本構想は、次のとおりである。

#### 1-1 基本計画

- (1) 対象者については、労働災害により身体障害者となった者のうち、センターでのサービスを受けることにより取場復帰又は職業的自立が可能と認められるものとすること。
- (2) センターにおいては、職業リハビリテーション及びそれに必要な医学的リハビリテーションのサービスを提供すること。
- (3) センターにおいては、身体障害者の職業能力を可能な限り維持、向上させることを目的 とし、職業評価、職業準備、職業訓練、職業指導及び必要に応じ機能回復訓練を総合的に 一貫して提供すること。
- (4) 企業に対し、身体障害者の受け入れに関する技術的援助及びフォローアップを行うこと。

#### 1-2 対象とする身体障害者

センターの対象とする身体障害者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 労働災害により身体障害者となった者であって、原則として病院等における医学的リハビリテーションを終了した者。
- (2) 自力で身辺処理が出来る者。
- (3) センターのサービスを受けることにより、職場復帰又は職業的自立が可能と認められる者。
- (4) 伝染性疾患又は精神疾患(mental illness)を有しない者。

#### 1-3 設置場所

センターは、次の諸条件を満たす場所に設置するととが望ましい。

- (1) 一般病院に近接していること。
- (2) 専門的な医学的リハビリテーション機能を有する病院等との連携が十分に確保される地域であること。
- (3) 職業紹介所 (Enployment Service Office) に近接していること。
- (4) センターのリハビリテーションサービスを終了した身体障害者の円滑な雇用促進に資するため、出来る限り工築地帯に隣接していること。
- (5) 電気、ガス、水道の各種サービスが整備された地区であること。
- (6) 将来施設拡張の余地があること。
- (7) 交通の便がよい地域であること。

#### 1-4 業務の内容

1-4-1 業務の流れ

センターにおける業務の流れは、図1のとおりとする。

1-4-2 入所選考

関係機関等から送付された資料及び必要に応じて実施される面接結果等に基づき、関係 職員で構成されるケース会議においてセンターへの入所の可否を決定する。なおセンター への入所が適当でないと判断される者については、他の関係機関へのあっ施を行う等必要 な措置を講するものとする。

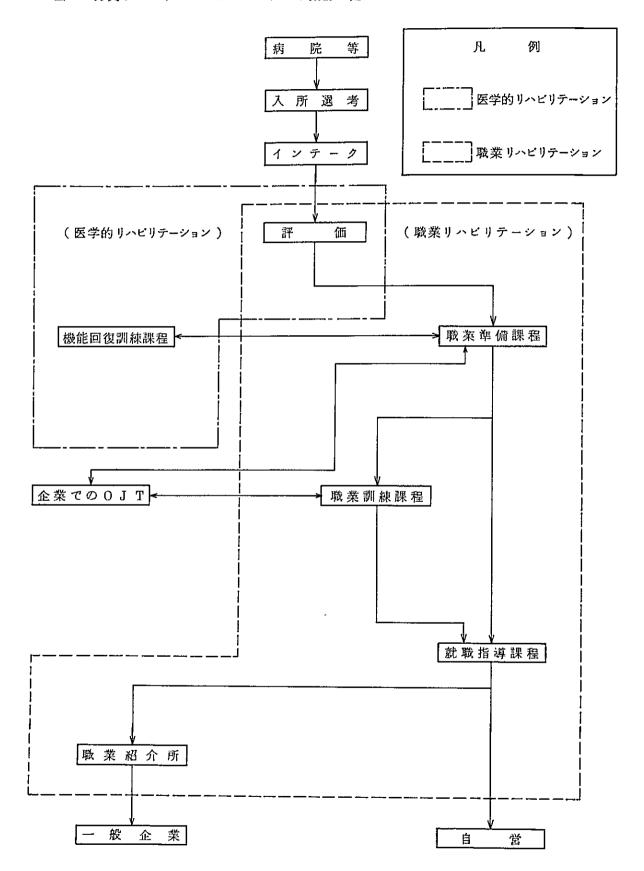
#### 1-4-3 インテーク

- (1) 面接や行動観察などを通して、障害の種類、程度、教育程度、心理的特性等以後のリ ハビリテーションプログラムを決定するのに必要な基礎的情報の収集及び確認を行う。
- (2) センターの行うサービスを受けることが適当であると認められる者に対して、リハビ リテーションサービスの内容,入所後の処遇,施設の利用方法等について周知すること を目的としたオリエンテーションを実施する。
- (3) インテークは、職業リハビリテーション部門及び医学的リハビリテーション部門の担当者(主としてソーシアルワーカー, 医師)が共同して行うものとする。
- (4) インテークの期間は、1~2日間程度とする。

#### 1-4-4 評 価

- (1) 医学的・心理学的諸検査及び作業標本を課題とする作業を課することによって、身体機能、作業志向とその遂行能力、作業態度と人間関係等職業能力の可能性と特徴並びに 医学的リハビリテーションの必要性の有無を評価し、その結果に基づき個別のリハビリテーションプログラムを決定する。
- (2) 評価は、職業評価員、心理判定員及び医師(必要に応じてOT, PT)が行うものと する。
- (3) 評価の期間は、概ね2週間以内とする。
- 1-4-5 医学的リハビリテーション(機能回復訓練)
  - (1) 評価の結果、職業リハビリテーションを行うには機能回復が十分でないと判断される 者(付加的に医学的リハビリテーションを行うことが必要な者)に対して、一般病院及 び専門的な医学的リハビリテーションの機能を有する病院との連携の下に、次のような 理学療法及び作業療法を中心とする医学的リハビリテーションのサービスを提供する。 なお、医学的リハビリテーションは、原則として、当該入所者に必要とされる職業リハ ビリテーションプログラムの実施と併せて行うことが望ましい。
    - ① PT, OTによる機能回復訓練
    - ② 補装具の必要な身体障害者に対して支給される義肢,装具の処方,採型,適合調整, 修理及び簡単な装具,自助具の製作

図1 労災リハビリテーションセンターの業務の流れ



- (2) 医学的リハビリテーションは医師、PT, OT及び必要に応じて義肢装具士が行うものとする。
- (3) 医学的リハビリテーションの期間は、概ね3ヶ月以内とする。

なお、3ヶ月以内に医学的リハビリテーションの終了が見込まれない入所者については、専門的な医学的リハビリテーションの機能を有する病院へのあっ施を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 医学的リハビリテーションの定員は、概ね10人程度とする。

#### 1-4-6 職業準備課程

(1) 職業準備課程は、主としてワークションプにおける生産的・現実的な各種の作業場面を設定し、その作業を通じて職業適応能力の向上を図るための指導を行う。

なお、本課程における指導の結果、職業訓練課程におけるサービスを受けることが適当と判断される者については、速やかに職業訓練課程への変更の措置を講ずるものとする。

- (2) 職業準備課程においては、必要に応じて企業におけるOJTを活用するものとする。
- (3) 職業準備課程は、主として作業指導員が行うものとし、必要に応じて職業評価員,心 理判定員及びOTの協力を得るものとする。
- (4) 職業準備課程の期間は、概ね4ヶ月程度とする。但し職業訓練課程への変更が見込まれる者については、この限りではない。
- (5) 職業準備課程の定員は70人程度とする。

#### 

職業準備課程におけるサービスを受けた結果、技能付与が可能でありかつその必要のある者に対して職業訓練を行う。

なお、当面はタイの実情にかんがみ、主として自営業の開業を前提とした職業訓練を行 うものとする。

- (1) 職業訓練は、訓練対象職種に係る専門的な知識・技能を実技を中心として習得させる。
- (2) 職業訓練の一環として、必要に応じて企業におけるOJTを実施するものとする。
- (3) 職業訓練の職種としては当面次のものとし、体系的な職業訓練を実施するものとする。
  - ① 電気・電子機器(ラジオ、テレビ、家庭電気製品修理)

  - ③ 释 印 刷 (タイプ, 製版・印刷, 製本)
- (4) 職業訓練課程は、職業訓練指導員が行うものとする。
- (5) 職業訓練の期間は、4ヶ月から1年間とする(ただし、期間については指導,訓練の効果,技能習得状況によって、1年間を限度として弾力的に措置する)。

- 1-4-8 就職指導課程(就職後のフォローアップ等を含む)

なお、適当な職場の確保と職業環境に適応することを援助するために、センターは職業及び労働市場に関する情報の提供、職業相談、職場見学等を行うことができるものとする。

- (2) センター修了者の職業への適応を促進するとともに、センターのサービスの効果を把握し、業務の質的向上に資するためフォローアップを行う。
- (3) 必要に応じて、事業主に対し施設・設備の改善,作業補助具,治工具の開発,職務再 設計等に関する指導援助を行う。
- (4) 就職指導及びフォローアップは、職業カウンセラー及びソウシャルワーカーが行うものとする。
- 1-4-9 職業リハビリテーションのコース別にみた対象者、期間及びサービスの内容 職業リハビリテーションのコース別にみた対象者、期間及びサービスの内容は、次のと おりとする。

	区	分	対 象 者	期 間	リハビリテーションサービスの内容
1	職業準	備コース	原職復帰が可能な者	4ヶ月程度	職業準備課程及び就職指導
		•			課程
2	職業訓	練コース	主として自営業を予定する	4 ケ月~1 年	<b>職業準備課程,職業訓練課</b>
			者(職種転換を必要とする		程及び就職指導課程
			者を含む)		

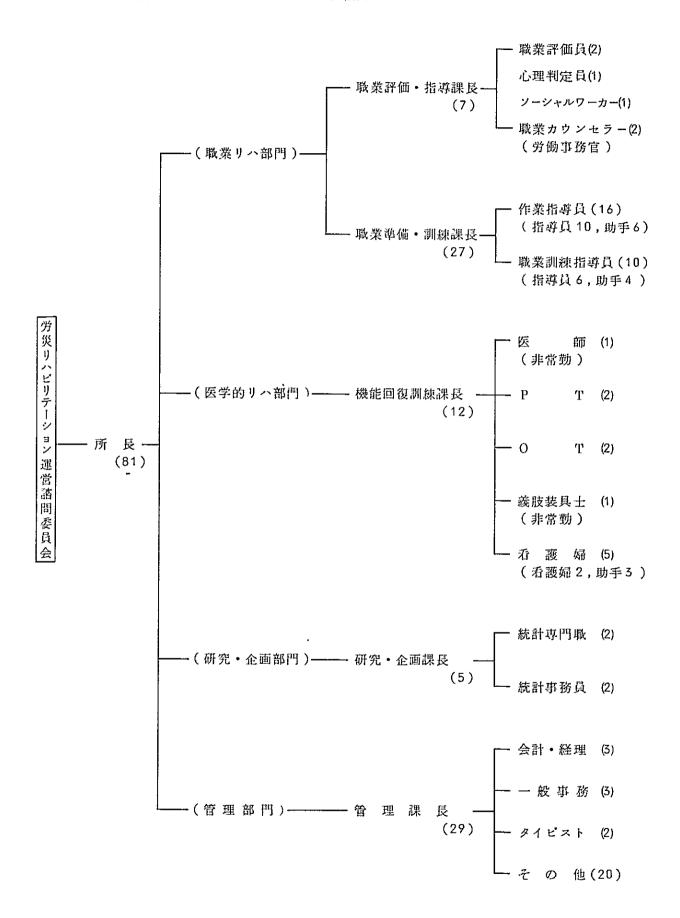
#### 1-5 定 員

センターの定員は、当面100人程度とする。なお年間延定員は一応250人程度とする。

コース	· 定 員 引	実定員
① 職.	業準備コース(4ヶ月程度)	70人
② 医	学的リハビリテーションコース	(10)
③ 墩	業訓練コース(4ヶ月~1年)	3 0

#### 1-6 組 織

- (1) センターの組織及び職種は図2のとおりとする。
- (2) センターには、労災リハビリテーション連営諮問委員会を設置するものとする。



#### 1-7 施設 • 設備等

1-7-1 施 設・設 備

1-7-1-1 管理部門

- (1) 管理部門に、次の各室を設置する。
  - ① 事 務 室
  - ② 所 長 室
  - ③ チームリーダー室
  - ④ 専門家室
  - ⑤ 資 料 室
  - ⑥ 応 接 室
  - ⑦ 会 議 室(大1,小1)
  - ⑧ 保 健 室(医療リハ部門に近接して配置すること)
  - ⑨ 用務員室
  - 00 守衛室
  - ① 給 湯 室
  - 12) 倉 庫
- (2) 管理部門に必要な主な設備は、別途検討する。
- 1-7-1-2 医学的リハビリテーション部門
  - (1) 医学的リハビリテーション部門に次の各室を設置する。
    - ① 医師診察室
    - ② P T 治 療 室 機能訓練室, 理学療法室, 水治療法室
    - ③ 0 T 治療室
    - ④ 载肢装具適合室
  - (2) 医学的リハビリテーション部門に必要な主な設備は、別途検討する。
- 1-7-1-3 ワークショップ部門
  - (1) ワークショップは、できる限り広範囲な作業を試行する機会を提供できること、生産的・現実的な各種の作業場面を設定できること及び必要な指導、援助、観察、評価をその場で行いうることが必要であるとの観点から、次のとおりとすることが望ましい。
    - ① ワークショップには模擬工場の性格を持たすこととし、次のような一連の生産活動場面を用意する。
      - ・ 金工作業(主として工具を使用するが小型機械の操作を含む)
      - Ⅱ 木工作業( 同 上 )

- Ⅲ 機械作業(切削,研磨,穴あけ等各種工作機械の操作)
- № 組立作業(主として坐位作業。ペンチ、ニッパー、ドライバー、半田ごて等の使用)
- V 事務作業(主として一般事務及び簡易な経理事務等)

このうち金工作業、木工作業及び機械作業については、タイにおける労災事故多発業種に関連する作業であるところから、他の作業に比べて多くの利用者が見込まれるとともに、特に原職復帰を前提として職業適応能力の向上を図るためのリハビリテーションサービスを提供する必要がある。このため、職業訓練に準ずる程度の設備を整備する。

- ② 将来の生産システム の変化及び入所者の多様なニーズに対応するため新たな作業場面の導入を容易にできるように、作業場内の間仕切りはできるだけ柔軟性をもたせ、 設備等も多様な用途に耐えられるよう配慮するものとする。
- (2) ワークショップ部門に必要な主な設備は、別途検討する。
- 1-7-1-4 職業評価・指導部門
  - (1) 職業評価・指導部門に次の各室を設置する。
    - ① 個別相談室(最低2室)
    - ② グループ相談室
    - ③ 観察室
    - ④ 心理検査室
    - ⑤ 作業検査室(心理検査室と併用可)
    - ⑥ ケース会議室
    - ⑦ ファイル保管庫
  - (2) 職業評価,指導部門に必要な主な設備は、別途検討する。
- 1-7-1-5 職業訓練部門
  - (1) 職業訓練部門の施設・設備は、実技を中心とした訓練生の個別カリキュラムを効果 的に展開することが可能なものとするとともに、現実の生産場面に対応した際の適応 力の涵養を同時に行いうるよう配慮するものとし、次の条件を具備したものとする。
    - ① 各訓練職種ごとに実習場を設ける。
    - ② 各訓練職種ごとに、タイにおける現実の生産場面で一般的に使用されている機械, 設備等を可能な限り多種類配置すること。
    - ③ 各訓練職種とも将来における機械の増設,対象職種の増加等を考えて実習場は十 分なスペースを確保すること。
    - ④ 学科指導のための教室は、各訓練職種ごとに設ける必要はなく、実習場内に学科 指導の可能なスペースを確保すること。

- ⑤ 工具室は、訓練の場の近くに設置すること。
- ⑥ 通路と作業床は同水準とし、その床材料は作業の実態に応じ選定すること。 この場合、松葉杖が滑らないものとすること。
- ② 床は、機械設備スペース(可動範囲のスペースを含む)に作業台スペース,訓練 生の作業スペース及び通路を含めた十分な広さを確保すること。また重機械を設 置する場合、その重量に耐えられるような強度とすること。
- (2) 敬業訓練部門に必要な主要な設備は、別途検討する。

#### 1-7-1-6 その他の施設

- (1) その他の主要な施設の概要は、次のとおりとする。
  - ① 多目的ホール スポーツ、レクリェーション及び集会等が行えるようなスペースと設備を確保する。
  - ② 宿 舍
    - a. 概ね100人程度を収容できるスペースを確保する。
    - b. 宿舎部門は、管理棟や訓練場等から独立した建物とする。
    - c. 食堂, 厨房を併設するものとする。
- (2) 各部門ごとに、専門スタッフのための個室を整備するものとする。

#### 1-7-2 配置計画

各施設ともその使用目的を十分考慮して、各種の身体障害者が利用しやすいよう設備・ 構造等に配触するとともに、各施設間の有機的連携が十分に保たれるよう配置するものと する。通路、出入口について特に留意する(段差を設けないこと、引き戸にする等)。

#### 1-8 実施スケジュール

タイ側の予定しているスケジュールは次のとおりである。

1983年7月 準備室設置(4名発令)

1984年1月 センター建設着工予定

1984年7月 準備室增員(合計16人)

1985年1月) 開所予定(職員合計81人)

#### 2. センターの実施計画

センターの具体的な内容及びその実施のための計画について、タイの関係者と協議を行ったがその概要は次のとおりである。

- 2-1 センターの目的および業務
  - (1) センターの目的
    - ① 被災労働者のサンブル調査(M被災労働者等の実態1.被災労働者の状況(2)参照)およ

び一部の被災労働者とのインタビュー調査結果(WIの3(1)参照)でも明らかなように、 被災労働者の大部分は元の職場に復職するか、または自営業に従事しており受傷後、 他企業に転職しえた者は極めて少ないのがタイ国の実情である。従ってセンターは被 災労働者に対して、主として原職復帰を容易にすることをめざした職業準備・適応訓 練ならびにこれに必要な医学的リハビリテーンョンを行うとともに、原職復帰が困難 な者については、自営業等への就業援助をめざした職業訓練を行うのが現実的である う。

② なお、労働局では、センターをタイ国におけるパイロット・プロジェクトとして位置づけており、成果があがり、またそれだけのニーズがあれば、将来的にはバンコク以外にも同様のセンターを設置するとともに、センターにASEAN諸国の職業リハビリテーション専門家養成のための研修センター的機能を持たせたいという構想を持っている。

#### (2) センターの業務

- ① センターで行うべき業務には、職業リハビリテーション、医学的リハビリテーション、 研究・企画および管理運営がある。
- ② また、センターの運営方針の立案、管理運営に関して労働局に対して助言を行うため に「労災リハビリテーション運営諮問委員会」を設置する。

センターが、被災労働者のニーズに対応した効果的なサービスを提供しりるためには、 各界からの協力を得ることが不可欠であり、従って同委員会は次のメンバーから構成する こととする。

委 員 長 労働局長

委 員 厚生福祉局

社会福祉協議会

公衆衛生局

国家経済開発委員会

予 算 局

労働局労働者保護部

経営者団体

労働組合

学識経験者(医師、OT、PT、ソーシャル・ワーカー等を含む)等なか、当委員会は技術協力のための日タイ合同委員会(2-4参照)とは別個のものである。

③ センターの組織体制及び配置職員数は前記基本構想のとおりであるが、職員総数及び 部門毎の配置数等については更に検討する必要がある。 なお、現在のところタイ側の職員の採用計画は次のとおり(別添1及び2参照)

- 1983年7月 専任職員4人、兼務職員1人で準備室を設置
- 1984年7月 戦員を新たに11人採用し、準備室担当者数を16人とする。
- 1985年1月 センター発足にあたり、新たに65人の職員を採用し、職員総数を 81人とする。

(但し、この職員採用計画はセンターのオープンを1985年1月と想定したもので、建 設日程が遅くなればそれに応じて採用計画を調整する。)

- ④ センター各課の主な業務は次のとおりとする。
  - o管 理 課 ① センターの管理·運営に関する一般事務
    - ② 入所者および職員の宿舍を含むセンターの維持・管理等
  - 。研究・企画課 ① 資料および記録の作成
    - ② 会議およびセミナーの企画
    - ③ 広報活動
    - ④ 技術協力の調整等
- (労災輔償基金部では、当初、研究・企画課の業務の一環として、労災事故の原因とその 防止対策に関する調査・研究を含めることを考えていたが、調査団としては、それは労 災補償基金部として取り組むべき業務であり、センターにその業務を担当させるべきで ない旨強く主張した結果、労災補償基金部としてもこの問題は別途検討することとなっ た。)
  - ○機能回復訓練課 ① 身体機能の維持・向上訓練の計画・実施

    - ③ 職業前訓練の計画・実施
    - ④ 入所者の健康管理

入所者は、病院での医学的リハビリテーションを終了していることを原則としており、センターで行う医学的リハビリテーションは、職業リハビリテーションを行うのに必要な範囲のものに限定する。したがって、本格的な医学的リハビリテーションが必要な者については、リハビリテーション部門を持つ病院でサービスが受けられるよう、それらの病院との密接な連携体制を確立する。

また、入院中に疾病にかかった入所者の治療については、センター周辺の病院の協力を得て 必要な措置を行う。

- 職業評価・指導課
  - ① 職業評価の計画・実施
  - ② 職業指導 "
  - ③ 職業紹介とフォローアップ指導の計画・実施

現在のところ、公共職業安定機関には障害者の職業紹介等を行う体制が整備されておらずまた、それが早急に整備される見通しもないので、センターに入所者の職業紹介ならびに就職後のフォローアップ指導を行う機能を持たせる。そのために、職業紹介およびフォローアップ指導を専門に担当する労働事務官を配置し、原職復帰も含め入所者の職業復帰を積極的に推進する。

また、地方からの人所者については、各県の労災補償基金部が地元の雇用事務所との密接 な連携のもとに職業復帰援助を行うこととする。

#### o 職業準備·訓練課

- ① 職業準備訓練の計画・実施
- ② 職業適応訓練
- ③ 職業訓練 "(カリキュラムおよび教材等の作成を含む)
- ④ 協力企業でのOJT

職業準備訓練と職業訓練は、必ずしもそれぞれ独立した部門として設置するのではなく、 入所者のニーズに応じてフレキシブルに対応できるようなプログラムとする。

センターでの訓練により就職単備がととのった者については、センター周辺の企業等の協力を得て一定期間OJT(職場突習)を実施することとする。

#### 2-2 カウンターパートの確保

今回の計画はタイ側にとって全く新しい分野であり、医学、職業および社会リハビリテーションの領域における人材養成の現状から見ても、カウンターパートの確保については周到な準備が必要である。このため直接サービスを担当する各部門の専門家の養成はもとより、運営管理を担当する者に対しても職業リハビリテーションの概念を把握させるための研修が考慮されなければならない。

- (1) 基幹要員として想定されるカウンターパートは当面次のとおりである。これらはタイにおける既存の職業分野に従事している者が習得している職業経験と知識を基礎に、必要な専門的知識,技術を付与することによって養成し得るものと思われるが、職業評価員,OTについては未知数である。したがって新規学卒者をカウンターパートとして養成することもあり得る。
  - ① ワークショップ主任 生産管理,工程管理の責任者として充分な知識と経験を有する 者。
  - ② 職業評価員 心理学,生産工学またはこれらに関連する学科を修めた者。職業経験はなくてもよい。
  - ③ 職業カウンセラー 職業紹介、企業の人事担当などの職務経験を持つ者。心理学, 教育学またはこれらに関連する学科を修めた者が望ましい。

④ ソーシャルワーカー 社会学、社会福祉学、心理学などを専攻し、ソーシャルワーカーとして3年以上の職務経験を持つ者が望ましい。

⑤ 作業指導員 製造業で職長以上の経験を持つ者

⑥ 職業訓練指導員 一般職業訓練施設の指導員(専攻科目は別に定める)として経 験5年以上の者、または企業における技能労働者でNISDの インストラクター・トレイニング・ユニットを修了した者

⑦ P T PTの資格を持ち職務経験3年以上の者

上記のうち日本における養成が必要かつ効果的と思われるものは①ワークショップ主任② 職業評価員⑦PT®OTである。その他については日本からの専門家派遣によって現地の 諸条件のもとで養成することが望ましい。

日本における養成期間は専門分野によって異なるが3~6ヶ月程度であろう。養成方法はカウンターパートが帰国後施設開設までにそれぞれの分野のマニュアルを作成することを目標に必要な知識,技能を付与するものとし、リハビリテーション病院,職業リハビリテーション施設などに配属して行う。

- (2) 運営管理を担当する者に対しては、職業リハビリテーションの概念を把握させるため、 関係法制とそれに基づく実務の流れの概要について研修するのが効果的であろう。特に今 回の計画が労働行政だけでなく、医療、福祉など関連分野との協力が不可欠であるところ から、職業リハビリテーションを中心とした関係行政とのあり方についての研修が必要で ある。

  - ② 職業リハ施設に至るまでの入所者の流れ、受け人れから就職までのサービス体系
  - ③ 医学リハから職業評価,指導、訓練、紹介など専門的サービス これに該当する者は本計画の実施に従事する労働行政官で人員は2~4名、期間は3ヶ 月程度とし、比較的早期に行うことが望ましい。
- (5) カウンターパートの定着をはかるためには、待遇の上での配慮と専門家としての資質向上の意欲が持てるような研究、研修の機会を与えることが必要である。タイは一定の学歴、技能を有する者が公務員よりも一般企業を指向する傾向にある。その理由は給与の違いであるという。NISDにおいても民間企業からインストラクターをリクルートするために高給を用意している例(同所説明書 P.13)がある。

#### 2-3 日本人専門家

本計画の準備段階から比較的早期に総合的な助言指導を行い得る日本人専門家の現地派遣 が望ましい。先にも述べたようにタイにとって新たな分野であるため、準備段階から細部に ついての助言が必要と予想されるからである。タイのカウンターパートの養成が一段落した

時点で、各専門家を派遣することが望ましいが、その時期は機械設備等の設置および器材等 の配置の際立ち会えるように考慮すべきである。

必要と思われる分野は次のとおりである。

- (1) 総合的助言指導
- (2) ワークショップマネージメント
- (3) 職業評価
- (4) 職業カウンセリング
- } 両分野をカバーできる者
- (5) ソーシャルワーク
- (6) O T
- (7) 職業訓練指導 職種によって必要な場合

タイのカウンターパートを選任するに当って、人的資源としては有為な人材にこと欠かない。したがって日本人専門家はタイ側カウンターパートの日本における養成後のフォローアップと、職業リハビリテーションのフィロソフィーの伝達を各専門分野の職務を通じて行うことに留意すべきであろう。

#### 2-4 日タイ合同委員会

1 機 能

合同委員会は少なくとも年1回必要に応じ開催され、その仕事は、

- (1) 相互に締結された討議々事録の枠組の中の実施哲定スケジュールに基づく年間実施計画の策定。
- (2) 上記(1)の計議々事録の技術協力計画全体の進捗状況及び上記(1)の年間実施計画の達成 度の検討。
- (3) その他プロジェクト運営上の重大な事項、とりわけ技術協力計画に係る重要事項の審議・検討。
- 2 構 成
  - (1) 委 員 長

タイ内務省の労働局の代表者(局長)

- (2) タイ側
  - a. 内務省労働局次長
  - b. 内務省労働局労災基金部長
  - c. 内務省経済技術協力局長
  - d. 内務省衛生局長
  - e. その他内務省労働局長が必要と認めた者
- (3) 日本側
  - a. チーフアドバイザー

- b. 業務調整員
- c. チーフアドバイザーが必要と認めた者
- d. JICAより派遣された者

注:日本大使館員は、オブザーバーとして合同委員会に出席できる。

#### 2-5 機 材

2-5-1 医療リハ施設

医療リハの対象者は、障害者のうち常時医学的管理を必要としない者で、かつ短期間で 職業リハ部門に移すことができる者、又は、職業リハと併行的に医療リハを行うことが可能 な者を対象とするものとし、最大限収容障害者の30%の者を扱えることを目安にして、 前記1-7-1-2の施設及び必要な機材を用意することが望ましい。

#### 2-5-2 職業リハ施設

#### (1) 職業評価

との部門は当面次の役割を担りことになる。

- 1. 受障前の職務へ復帰する可能性の有無の評価
- 2. 同一企業での職務転換の可能性の有無の評価
- 3 新たな職種選択と到達見通し(非熟練、半熟練、技能職)の評価
- 4. 当センターで行うサービスの対象としての適否の評価

評価場面はワークションブが中心となるが、その場合は職場準備、適応のために用意される機材を利用して差支えない。作業標本、各種心理検査、適性検査、動作検査は別途用意し、ワークションプとは別の評価室で行う必要がある。またタイの実情からは医学的リハの情報が不十分なことも予想されるので、基礎体力測定および視力、聴力測定の機材を用意することが必要である。

#### (2) 職業準備,適応

ワークショップにおける各種作業の遂行を通じて、当センターのサービスの大部分が 行われる。各種作業を用意する目的は、障害者の職業的能力を総合的に評価し、実際の 作業を体験させることによって就職への準備と適応性を高めることにあり、さらに能力 によっては特定の技能の習得について可能性を検討することにある。したがって作業の 種類は広範であることが望ましいが労働市場の状況などから、概ね次の範囲が適当であ る。

- ① 金工作業(主として工具を利用するが小型機械の操作を含む)
- ② 木工作業( 同 ト )
- ③ 機械作業(切削,研磨,穴あけなど各種工作機械の操作)
- ④ 組立作業(主として坐位作業、ベンチ,ニッパー,ドライバー,半田どてなどの使用)

⑤ 事務作業(単純な事務作業が中心)

職業訓練の機材とは別に用意するのが望ましいが(機械の大きさ、精度、整備、管理 に違いがある。)一括して購入計画を立て、実行上適切な管理方法をとれば特に分けな くてもよい。

(3) 職業訓練

現段階では必要機材を特定することはできない。一般企業における機械装備は一部の 外資系企業を除いては老旧化が目立ち、機械の操作に従事している者も企業内訓練とい うよりも見習いによって習熟したものである。したがって機材の選定に当っては、タイ の企業の実情と一般訓練校における機材の状況を勘案する必要がある。特に器具, 道具 類(ノコギリ、カンナなど)はタイの伝統的なものでなければならない。

さし当って想定される職種は次のとおりであるから、暫定的な機材一覧表はこれによって作成できる。

- ① 電気,電子機器(ラジオ,テレビ,家庭電気製品修理)
- ② 洋教, 縫製 (裁断, 縫製, 仕上)
- ③ 軽印刷 (タイプ, 製版, 印刷, 製本)
- (4) 管理部門の機材は、タイの企業、官公庁の実情から見て簡素なものが妥当であろうが、 一部 O A 機器についてはランニングコストの面で著しい負担がないものを導入すること が望ましい。

その他スポーツ、レクリェーションに対する配慮はタイの現状では不十分であるよう に見受けられるので、建築面積との関連で許されるならばスペースを確保し機能維持、 レクリェーションの機材を用意することが望ましい。

#### 2-6 予 算

- (1) センターの運営等に要する予算については、基本的には労災補償基金を充てることが予定されているが、そのためには革命評議会布告(Announcement Maional Excutive Council)の改正等が必要なため若干の日時を要すると見込まれる(但し、労災補償基金の利子の運用については、省令の改正で十分であるところから、早期に対応できる模様である。)ので、それまでの間はとりあえず一般予算及び特別予算(予備費)で手当する。
- (2) 既に1983年度予算(特別予算)において、建設予定地の盛り土等に必要な経費約 1,200万パーツ(1パーツは約11円)を要求中(別添1)であり、日本政府からの本 プロジェクト実施に関する何らかの意思表示が行われれば直ちに予算化されることとなっ ており、その意思表示は今回締結したミニッツでも十分との判断が示された。
- (3) 1984年度予算(1983年10月~1984年9月)については、センター建設関連(水道、電気、電話、職員宿舎等)約1,500万パーツ、準備段階における人件費約18

万パーツを既に要求中であり、遅くとも8月中には確定する見込みである。(別添1及び2)

- (4) 1985年度以降においては、年間約700万パーツを要求する予定である。(別添3) 2-7 建設予定地
  - (1) バンコクの北約30 kmのランシット県バンプーン地区にある27ライ(1ライは約1,600  $m^2$ )の土地が建設予定地として考えられている。(別係4及び5)

との土地は、職業紹介所からも近く(約2 km)、また空軍病院(一般にオープンされている。リハビリテーション機能あり。現在200床、近い将来700床に拡張予定)も近くにあって、当病院は本センターとの連携に積極的であるなど立地条件は良好である。

また、現在約7 m幅の舗装道路に面しているが、この道路は既に拡幅工事が開始される など、交通の便はますます良くなるものと予想される。加えて、この道路沿いには既に各種の研修センターや学校なども建てられているなど環境条件は十分である。

但し、当予定地は内緑部が幅約7m. 深さ約1mの溝で囲まれており、また全体が道路面より約1m低いため盛り土が必要である。

- (2) 当予定地は、現在内務省地域開発局(Accelerated Rural Development Office) の所有地であるが、労働局への移管については地域開発局及び県知事の了解が得られており、目下財政当局の回答待ちである。
- (3) また、今回視察したもう一ケ所(スワン・カニパス)については、環境条件は良好である(赤十字経営の身体障害者リハビリテーション病院に隣接している)が、確保の見通しが困難であるところから、労働局自身が消極的であり、調査団としても適当であるとは判断できなかった。
- (4) なお、前回の調査団が最適であるとしたランシット県のタンヤブリ地区については、所有者の厚生局と調整がつかず、労働局では既に獲得を断念していた。

#### 2-8 その他

タイの関係者との協議の内容は以上のとおりであるが、その協議の結果、タイ側の本プロジェクトに寄せる期待、組織体制、予算的な裏付け、ニーズ等から見て、本プロジェクト実現のために最低限必要な条件は満たされていると判断されたので、双方の理解に達した点を確認するため議事録の形にとりまとめ、団長とタイ内務省労働局長との間でこれに署名した(別添6)。また、討議の主要論点は討議点として取りまとめ手渡してきた(別添7)。

#### 3. 結論

今回の調査の結果、タイ国における労災リハビリテーションセンターの設置の必要性,可能 性等については、次のように総括することができる。

3-1 センター設置の必要性及び可能性

タイ国においては、その工業化の進展に伴い、年間相当数の被災労働者の発生がみられる。 (被災労働者の実態はW参照)

これらの労働者の相当部分は、レファラル・オフィサー(常勤1名,非常勤2名)の非常な努力によって現職への復帰を果している。しかし、かなりの数の者は労働者の労働能力の低下ないし喪失、現職への恐怖感あるいは使用者の無理解等によって、復帰ができておらず故郷に帰って家族の負担となっている。これらの者は、最も重度な障害者でも10年間しか労災補償金を受けられず、しかも多くの者は治療等のため一時金として受領してしまっているのが現状である。これらの者の職業的自立(主として原職復帰又は自営業開業)を促すためには、これらの者の労働能力を元通りに戻すか、新たな職業能力の賦与が不可欠であり、ここに当センターの設置の必要性が認められる。

また、すでに原職復帰を果している者についても、使用者は労働能力を元通りに戻して もらいたいと希望しており、それによって原職復帰がよりスムーズに行われることも明白 で、この点からも当センターの設置が求められている。

なお、後述するようにタイ側では当センター設置に伴う人的、財政的裏付けが十分に認められるほか、障害者の状況、関連施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、センターの維持、運営は十分に可能であると判断される。以上の点を総合的に考慮し、本調査団としては、本件ブロジェクトは推進されるべきであると判断する。

#### 3-2 センターの機能

当センターの機能としては、職業リハと医療リハのサービスの提供が考えられるが、この 二つの機能の位置づけ及びその内容については次のように判断する。

タイ国の被災労働者17人を面接した結果から判断すると、タイ国の労災補償金は1件について3万パーツという上限が設けられていること、医療リハ施設が十分でないこと、医療リハのスタッフも十分でないことなどから、被災労働者の大半は十分な医療リハを受けていないのが実情である。

こうした状況の下では、医療リハのみを受けることによって職業的自立が可能な者についても当センターの門戸を開放すべきではないかとも考えられるが、しかし、タイ国においては、今後医療リハ施設あるいは医療リハスタッフの充実が図られることが十分に見通せること、また労災補償金の医療給付も現行の限度額3万パーツに加えて、2万パーツを限度にリハビリテーションに要する経費を別枠で支給できるようにするための制度改正が具体的に検討されていること、さらにさきの状況のもとで医療リハのみのサービス受給者も認めることとすると、そういう者が殺到する可能性があることを考慮すると、当センターの医療リハは職業リハビリテーションを受ける上で必要最低限の範囲にとどめることが適当と判断される。ただ、当センターの実際の連用に当っては、上記の条件が整備されるまでの当分の間は医療リハのみのサービス受給者を対象とすることも施設の許す範囲で認めるべきであると思われ

るし、それがこの国の実情に合った措置ということになるであろう。

職業リハについては、原職復帰する者については大半は無技能労働者だと思われるので、 比較的短期間の職業準備ないし就職指導課程で足りると思われるが、原職復帰が困難な者に ついては自営業が開業できる職種を中心に、若干の職種を対象とした職業訓練課程を用意す べきであると考える。

その敬種の選定に当たっては、労災事故多発業種及び企業調査の結果ならびに既存の一般職業訓練校及び厚生福祉局による障害者職業リハビリテーションセンターにおける職種等を参考にして、一応3職種を選定した。ただこれらの職業訓練は、日本でのそれのように厳格なカリキュラム、時間割等は必ずしも必要ではなく、個々の障害者の職業能力、教育程度等に応じてフレキシブルに対応すべきであり、しかもできるだけ短期間で終了できるように配慮すべきである。

#### 3-3 入所者の生活保障等

当センターへの入所を円滑にするためには、入所者に対する各種の保障措置が必要である。 その第一は職場復帰予定者については、その使用者から職場復帰の約束をあらかじめ取りつ けておくことである。この点は現在のレファラル・オフィサーの活動状況から見て、比較的 容易であると判断される。この予約の取れない者について転職又は自営のための職業訓練を 行うことが適当であろう。

保障措置の第二は、入所中の生活費負担の問題である。この点についてタイ側では、入所者は原則として入寮させ、必要な食事等は無償で支給することを考えている。この施設の建設予定地はパンコック近郊に位置し、パンコックからの通所も十分に可能であるが、その交通費が被災労働者にとっては相当の負担になると思われ、それが円滑な入所を妨げることも十分考えられるので、本センターにとって入寮施設は必須のものであり、また入所中の生活費の無償化も必要であると判断される。

#### 3-4 人的•予算的準備状況

当センターに対するタイ側の取り組みは非常に熱心であり、予算的にも人的にも十分本件プロジェクトを推進する能力を持っていると判断される。

先ず、予算的には前述のとおり1983年度において建設予定地の盛り土等に必要な予算の具体化は実現性が高く、また1984年度についても予算要求済みであり、これも日本政府の確約で予算化される可能性はすこぶる高い。1985年度以降も同様である。なお、これらの予算は一般会計からの出捐であるが、将来は分災補償基金を振り向けるための法案改正を考えており、これも国会がらみとは云え可能性は高い。

次に人的、組織的に見ると、当センターは労災補償基金の下部組織として位置づけ、当面 所長は基金の部長が自ら兼務するとの意気込みである。また、当センターにはりつける予定 の4人の人物は既に決められており、本年7月には、これら4名の者による準備室を発足 させるとの考えが示された。これらの者は、専門分野からしていわゆるカウンターパートになりうるか否かは検討を要すると思われるが、いずれも優秀であり、センターの運営管理の中心人物としては十分な素養を有しているものと判断される。したがってタイ側も希望しているように、これら4名の者を何らかの形で研修生として受け入れる方法を検討すべきであると考える。

また、1984年7月以降は本格的な準備段階としての人のはりつけを予定しており、体制的な準備も十分であると判断される。

なお、タイ側が当センターの所要職員数として予定している人数(81人)は、日本的感 党からすれば多いと思われるが、タイでは一般的に職務の細分化が進んでいるようであり、 若干の切りつめは行うとしても基本的には認めても差支えないものと判断される。

# Wi被災労働者等の実態

#### 1. 被災労働者の状況

(1) タイ国の被災労働者のうち、後述の労災補償基金制度の給付請求から把握した被災労働者の状況は次表のとおりである。

表 1.	被災労働者の推移	(	15	7	4	年~'	1	9	8	2年	)
------	----------	---	----	---	---	-----	---	---	---	----	---

年	合 計	一時労働不能	永久一部労働不能	永久全労働不能	死 亡
1974	3, 2 0 0	2,7 0 4	4 0 1	-	9 5
1975	4,605	3,937	5 3 5	1	132
1976	10,136	9, 1 4 1	8 5 4	3	1 3 8
1977	1 6,5 3 7	1 5,0 7 3	1,260	6	198
1978	20,135	18,697	1,219	9	210
1979	2 4,3 7 0	2 2,9 6 2	1, 1 0 4	8	296
1980	2 5,3 3 4	2 3, 8 3 6	1, 1 9 1	1 3	294
1981	27,723	2 6,1 2 4	1, 2 7 5	10	3 1 4
1982	29,510	2 4, 1 1 5	1,094	1 3	255

( 資料出所 ) 労働局労災補償基金部

① 上表から明らかなように、タイ国における被災労働者数(ただし労災補償基金制度に給付請求のあった者)は、年々増加し、同制度創設当初の1974年には3.200人であったのが1982年には2万9510人と、9年間でその数は9倍以上となっている。それに比例して、一部労働不能者数も1974年の2,704人から、1982年には2万8,115人へと10倍以上も増加している。

しかし、永久一部労働不能および永久全労働不能となった者の増加率は必ずしも一定しておらず、1982年の永久一部労働不能者数1,094人は前年の1,275人と比べ、181人減少している。また、1982年の永久全労働不能者数は13人で、前年と比べ3人の増加となっている。

労災補償基金制度が、1974年に発足以来1982年までの9年間に同制度に給付請求を行った被災労働者のうち永久一部労働不能となった者の総数は8,933人、永久全労働不能となった者の総数は63人で、両者をあわせると8,996人にのぼる。

労災補償基金制度に加入しているのは、1982年現在、全国72県のうち33県の従業員数20人以上の事業所(対象事業所数9,200、対象労働者数約84万4,000人)に限られており、従ってタイ国全体の被災労働者数は前述の数値を相当上まわることが推測される。

なお、「第5次国家経済社会開発計画(1982年~1986年)」では、1986

年までに、すべての県の労災補償基金制度への加入および対象事業所を従業員規模 1 0 人以上にまで拡大することがうたわれている。

② 被災労働者数の産業別状況(1981年)について、発生件数の多いものから順にみると

食品・飲料・タバコ製造業	4, 4 9 0
金属製品・機械製造業	4, 4 8 5
建 設 業	2, 7 5 9
<b>繊維•衣料製造業</b>	2, 5 4 5
輸送機器製造・修理業	2, 5 4 1

等となっている。

③ 被災労働者のうち障害者となった者(永久一部労働不能者および永久全労働不能者)は、1981年の場合1,285人であるが、その障害原因および障害部位は次のとおりである。

。障害原因	機 械 8	83 (69	%)
	圧 縮 1	15 (9	)
	· 落下物	92 ( 7	)
	その他 1	95 (15	)
	計 1, 2	85 (100	1%)
o 障害部位	手および指	1, 0 5 4	(82%)
	足および足指	7 3	( 6 )
	複 合	4 0	( 3 )
	眼	3 5	( 3 )
	その他	8 3	( 6 )
	計	1, 2 8 5	(100%)

- (2) 今回の事前調査団の受入れに先立って、タイ労働局労災補償基金部が労災補償金受給障害者 を対象に行ったサンブル調査(サンブル数 4 0 0 )によれば、これらの障害者の状況は次の とおりである。
  - ① 障害の程度・部位別状況

サンプル調査の対象となった障害者を障害程度別にみると、軽度29%,中度40%,重 度31%で、中度障害者が最も多い。

障害部位別では手、指または腕に障害のある者(上肢障害者)が全体の84%を占めて最も多く、次いで足または脚に障害のある者(下肢障害者)の7%、視力障害者の5%、その他4%となっている。

なお、上肢障害(切断または機能障害)の71%は機能障害である。

表 2 障害の程度別,部位別状況

	既認の	程度	4	译 度		F	中度		1	f E		랅							
既得の記	部位		男	女	at t	男	女	ät	男	女	āt	男	女	計					
	切	運				2	-	2	1 4	3	17	16	3	19	88				
手	機能	障害	4	1	5	32	9	41	1 2	11	23	48	2 1	69	(22.0%)				
4	切 断		切的		切 断		13	4	17	21	13	34	15	9	2 4	49	26	7 5	218
指	機能	障害	59	20	79	37	11	48	10	6	16	106	37	143	(54.5%)				
-	切	Ħ							4	_	4	4	_	4	31				
腳	機能障害		2	1	3	9	6	15	7	2	9	18	9	27	( 7.8%)				
	脚		6	1	7	4	-	4	6	1	7	16	2	18	( 4.5%)				
	足		4	2	6	3	1	4	1	ł	1	8	3	11	( 2.8%)				
	頭				-				1	1	1	1	_	1	( 0.1%)				
	現					3	3	6	11	4	15	1 4	7	21	( 5.3%)				
-	その他					6	-	6	6	-	6	12	-	12	( 3.0%)				
	āt		88	29	117	117	43	160	87	36	123	292	108	400	(100%)				
				(	(29.3°)			(40.0)			(3 L 7 )			(100)					

#### ② 障害者の年令別状況

労災による障害者の年令構成をみると、20才台の者が最も多く全体の過半数を占めている。これを一般労働者の年令別状況と比較すると、30才以下の者が全体に占める割合は障害者77%であるのに対し、一般労働者は51%、また41才以上の者の占める割合は障害者11%に対し、一般労働者は26%となっており、障害者の方に若い年令層の者が多いことがわかる。

表 3 障害者の年令別状況

区分	障 害	者		般
E 75	実 数	構成比	実 数	構成比
20才以下	95 人	2 3. 8 %	4 6 8 万人	2 1. 3 %
2 1 才~3 0 才	2 1 1	5 2.8	655	2 9. 7
51才~40才	5 1	1 2.8	5 1 4	2 3. 3
4 1 才以上	4 3	1 0. 6	5 6 7	2 5. 7
	400	1 0 0.0	2, 2 0 4	1 0 0.0

(注) 1. 一般の数字は、1977年労働局統計によるもの。

2. 一般については、15才以上60才未満の状況を示す。

#### ③ 障害者の教育程度別状況

障害者の教育程度別状況をみると、小学校(4~6年)卒業者が最も多く全体の83%を占めている。それに次いで多いのは技術学校卒業者で16%となっている。一般労働者でも小学校(4~6年)卒業者が97%を占めて最も多く、次いで未就学者の12%となっている。

したがって、教育レベルについては障害労働者の方が一般労働者にくらべ高いことになる。

表 4	障害者の教育程度別状況
37C 4	障害有り致自住皮が水化

			障	害	者	_	般
			実 数		構成比	実 数	構成比
未	就	学	5	人	1.2 %	196万人	1 2.3 %
小:	学(4~6	年)	3 3 1		8 2.8	1, 2 6 4	7 9. 1
技	術 学	校	6 4		1 6. 0	1	0. 1
そ	0	他	0		_	136	8. 5
	計		400		1 0 0.0	1, 5 9 7	1 0 0.0

<sup>(</sup>注) 1. 一般の数字は、1977年労働局統計による。

#### ④ 障害者の障害の程度別,部位別職場復帰の状況

被災による障害者のうち、元の職場に復職した者は全体の19名である。元の職場に復職した者(316人)のうちの81名にあたる255人は、同一職種に復職している。

障害者のうち、他企業に就職した者はわずか1人にすぎない。このことは、タイ国における障害者の新規雇用の困難さを如実に物語るものであろう。

なお、この統計からは自営業に従事している者の数は明らかではないが、調査を行った 労働局労災補償基金部職員の補足説明によれば、無職と分類された者の中に自営業従事者 が一部含まれているようである。

障害者の復帰状況を障害の程度別にみると、障害が重度化する程同一職種へ復職できる者の割合が少なくなり(軽度92%,中度60%,重度41%)、それに反比例して別の職種に従事したり、無職の者の割合が多くなっている。

<sup>2.</sup> 一般の数字は、労働者の教育程度を示す。

表 5 障害の程度別, 部位別 取場復帰の状況

				軽				中	度		I		贬		計			
			同一、職種	別の 戦種	無職	B†	同一聯種	別の 敬種	無瑕	計	同一職種	別の 単種	無職	計	同一 敬種	別の 職種	無恥	計 ———
	切	ហ						2		2	4	3	1 D	17	4	5	10	19
手	機	能障害	4	1	_	5	2 4	9	8	4 1	11	4	8	23	39	14	16	69
	IJ	断	14	2	1	17	18	8	8	3 4	15	5	4	24	47	15	13	7 5
指	機	能障害	76	3		79	36	7	5	48	10	2	4	16	122	12	9	143
	切	断										1	3	4		1	3	4
歸	機	作時步	2	1		3	8	2	5	15	3	3	3	9	13	6	8	27
	胜	Į	6		1	7	1		3	4		3	4	7	7	3	8	18
	Ji	E	6			6	3	1		4	1			1	10	1		11
	Ø	ű											1	1			1	1
	II.	Į			-		4	1	1	6	5	3	7	15	9	4	8	21
	その	他					3	1	2	6	1		5	6	4	1	7	12
		実 数	108	7	2	117	97	3 1	3 2	160	50	2 4	49	123	255	62	83	400
at		構成比	9 2,3	6.0	1.7	100.0	6 0.6	1 9.4	2 0.0	1000	4 0.7	1 9.5	398	1000	6 3.8	1 5.4	208	100.0

#### 2. 被災労働者対策の状況

#### (1) 補償対策の現状

1974年に創設された労災補償金制度では、全額事業主からの拠出(保険料率は、業種別メリット制を採用0.2%~4.5%)により、以下の給付を行っている。(別添8参照)

- ① 療 養 費 3万パーツを限度に支給(義肢,装具の費用を含む。)
- ② 休業補償給付 月額給与の60%(但し、最低1,000パーツ~最高6,000パーツ。以下同じ)最高52週まで。
- ③ 障害補償給付 月額給与の60%、最高10年まで。
- ④ 遺族補償給付 月額給与の60%、最高5年まで。
- ⑤ 葬 祭 料 月額給与の3カ月分(最低5,000バーツ~最高1万バーツ。)

現在、療養費は3万パーツが限度となっているが、症状が重い場合治療費だけで限度額を使い尽してしまい、リハビリテーションに要する費用が捻出できないため、将来的にはリハビリテーションに要する経費は、治療費とは別に、2万パーツを限度に支給できるように制度の改正が考慮されている。

- (2) 医学的リハビリテーションの現状
  - ① 医療制度

#### (a) 医療費

現在、タイには労災保険を除き医療保障制度はない。一般に、医療費の支払能力のない患者は、公立の病院においては、支払を免除される。公立病院では、この経費の補塡は政府予算及び寄附に頼っている。統計資料からもうかがえるように、平均入院日数は極めて少ない。

労災保険では、医療費は総額で30,000パーツまで補償される。しかし、この労働災害による傷害治療のすべてを補償するには充分な額とは云えない。現在、労働局でリハビリテーション医療費の別枠支給が検討されているとのことである。

全般的な医療保障制度は検討されてはいるが、成立の見通しは立っていない。

#### (b) 医療施設

タイの病院は、大きくわけて、ministry of public health の管轄下にある国立病院の系列と私立の病院及び診療所がある。(別添9)

国立病院は、特殊病院を除き、Bangkok city hospital(5), regional hospital (16), provincial hospital(各 province に 1~2)の総合病院と district hospital(各 province に 4~5)と呼ばれる general practician のみ有する病院及びさらに小規模な health care center (場所により医師が駐在しない)よりなる系列を有しており、その他に7つの医科大学附属病院及び5つの軍病院及び警察病院がある。

#### (c) 医 師

現在、タイには約8,000名の医師免許保有者がおり、うち1,500名が海外在住と云われている。医師1人当りの人口比は7,224人と医師不足の現状である。都市集中傾向が強く80分が都市に在住し、50~60分がBangkok及びその周辺に在住している。医科大学は7校、毎年600人の卒業者があり、卒業後2年間は避地医療に従事することが義務づけられている。

#### (d) P T

現在約250名の免許所有者があるが、実動は約125名で35名が国外に居住している。

大学病院等で平均4~5名, regional hospital で2~3名, provincial hospitalで1~2名勤務している (provincial hospital は一部のみ。)。

養成は、4年制大学で現在年間20名の卒業者があり、1983年度に3施設が増設される。

#### (e) O T

本年度 Chaing Mai大学で初めて 8 名卒業の予定であり、現在は、Bangkok を中心とする大病院及び大学病院に 1~2 名勤務しているのみである。

- (f) 他のリハ医療における parameaical staff
  CW及び psychologist の養成コースは大学にあるが、免許制度はない。
- ② リハビリテーション医療
  - (a) 一般患者に対するリハ医療の現状

現在、タイ全国でPT及び100m<sup>2</sup>以上のリハ施設を有する病院は、国立25、私立で21(労働局資料)。理学療法の設備のある provinctal hospital は65、リハ施設を有する provinctal hospital は32である。(medical service 局の資料)

Department of medical service の説明によれば、全 provincial hospital にリハ施設を作る計画であるが、現在、具体的な長期計画はないとのことである。

今回までに訪問した7病院は、いずれもりハ施設を有する中心的存在の病院であり、300~1,200床の病床を有しているが、リハ施設の規模は充分でなく、PTも2人から5人、OTは一部の病院のみで1~2人勤務しているのみである。極端な場合は、1人のPTで50人以上の患者を扱っている。多くの場合、患者は直接的なリハを短時間病院で受けた後、ホームプログラムを与えられ自宅での訓練で不足を補っている。

又、医療費の面でも問題があり、患者側に充分なりへを受ける経済的余裕を有しない者が多い。(直接的な医療費のみでなく、早期の退院を余儀なくされる結果の通院に必要な交通費、滞在費も大きな負担となっている。)

各病院で指摘された現在のタイにおける医療リハの問題点は、次のようなものがある。

- 1) 医療保償制度がないため、一般患者の経済的能力の不足が大きな問題となる。
- 1) 施設の不備, 不足
- Ⅱ) リハスタッフの不足
- N) 患者のリハ医療に対する認識の欠如
- (b) 労災患者に対するリハ医療の現状

唯一の医療保障の対象である労災患者にあっても、前記の問題はほとんど変っていない。 労働局において面接した17名の労災障害者の大部分が、治療及び医学的リハビリテーション上に問題を有していた。17名中9名が適切な時期に適切な医学的リハビリテーションを受けておらず、3名が治療医学上問題を残していた。例えば、大腿切断で養肢を持っていない者、義肢があっても義肢歩行訓練を受けていないため、下腿切断者で独立歩行可能まで1年間を必要とした者、両前腕切断で義肢を所有しているにもかかわらず全く使用していない者等があった。

これらの問題の原因は、大きく2つに分けられる。

- I) 労災治療費の限度額が30,000パーツで、かなりの例が限度額以内では完全な治療が 受けられず、そのしわ寄せがリハ医療に集中する。
- I)病院のリハ医療の収容能力の限界のため早期に退院させられるが、通院費の支出が 困難をために医療を中断してしまう。

最近の労働局のサンブル調査によれば、労災患者の約608が医療リハを必要としているが、実際に医療リハを受けているのは30%にすぎない。医療リハを受けた群においても、労災障害者の面接調査からもうかがえるように、必ずしも充分な医療リハを受けているとは言えないと思われる。

(c) WCFの医療リハに関する働き

現在、WCFのmedical committeeに上って来た症例については、委員会が医療リハが必要と認めた例については、Siriray Hosp. Lerds in Hosp. Chulalongkorn Hosp. の各病院で処理されているが、ほぼ特殊な例にかぎられており、病院側の収容能力も充分でない。

- (3) 職業リハビリテーション対策の現状
  - ① 現在、被災労働者を対象に行われている職業リハビリテーションサービスは、リハビリテーション担当官(referral officer)によるものにほぼ限られている。

リハビリテーション担当官は、1982年2月に制度化され、いまのところ常勤1名,非常勤2名が配置されている。その主な役割は、被災労働者の医学的リハビリテーションの受給を援助することであるが、それにあわせて医学的リハビリテーションを終えた被災労働者が元の職場の同一または異職種に復職できるよう事業主への働きかけを行っている。

同担当官が配置されて以降、260人の障害労働者がそのサービスを受けたが、その90 %は復職しえているという。

② なお、タイ国においては内務省厚生福祉局により、主として幼少時からの障害者(ポリオおよびろうあ者等)を対象に2カ所の障害者職業リハビリテーションセンター(プラバデンセンター 1968年,コンケンセンター 1973年)が設置・運営されているが、そこで行われている職業訓練職種および訓練人員(1982年現在)は、次のとおりである。

				プラバデン	・センター	コンケン・セン	ター					
定			員	1 0	0人	50人						
訓	練	期	閒	1	年	6カ月						
訓	練	聪	腄	洋 裁	3 4 人	洋 裁•洋 服	26人					
	おし	-		ラジオ・テレビ	修理 64	ラジオ・テレビ修理	2 9					
訓	練	現	員	電気機器組立	1 0	理 容	9					
				熔接	1 0	美 容	6					
				皮 革	2 8							
					1 4 6 人	計	70人					

そして、これら訓練修了生(1981年)の進路別内訳は次のとおりである。

			プラパデン・センター	コンケン・センター
_	般 就	塅	22 %	6 D %
自		當	5 9	3 0
保	護 凮	All I	1 0	-
そ	0	他	9	1 0
	計		100 %	100 %

現在、プラバデン障害者職業リハビリテーンョンセンターには、投産施設が併設されており、そこで約40人の障害者が佯扱または織機作業に従事している。厚生福祉局では、バンコク郊外に新たな投産施設(定員は当面200人)の建設を、今年5月オープンをめざして進めており、そこが完成すればプラバデン・センターの投産施設は閉鎖され、同施設を現在利用している障害者はすべて新たな施設に吸収されることになる。

なお、厚生福祉局では1981年の国際障害者年を契機として、一般からの寄附をもと につくられた「障害者リハビリテーション基金」のうち200万パーツを自営業開業援助 資金とし、5.000パーツを限度に障害者に貸付を行っている。

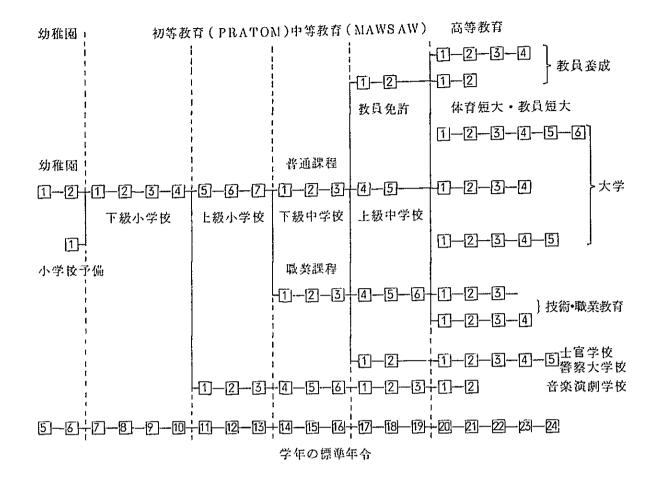
#### 3. 具体例から見た被災労働者の現状

(1) 今回の事前調査にあたって、タイ国における被災による重度障害労働者の状況を調査団として直接把握するため、被災による永久一部労働不能者のうち、特に職場復帰が困難と思われる者10人程度とインタビューしたい旨、タイ国労働局労災補償基金部に事前に申し入れておいたところ、調査期間中に丸1日をかけて17人の障害労働者と労働局でインタビューを行うことができた。

それらの障害労働者の就業状況を要約すると次のとおりである。

- ① 元の職場に復職している者、4人(24%)。 但し、4人とも従前の職種でなく別の職種に従事。
- ② 訓練により就業の可能性が見込まれる者、8人(47%)。 そのうち、作業用自助具、補装具等を必要とし、かつそれらを用いての習熟訓練が必要と見なされる者、6人。
- ③ 訓練しても就業の可能性が極めて乏しい者、5人(29%)。

	希茲戰種	電子関係(自首)	電子 就戰→復华		路路	配子阅译	希望もり	知的訓練	電子関係	极 與(自哲)	フォークリフト ドライバー	货物運転手	電子関係	放换工又比大工		机子四条	路	15 15
	力的能力	盛位作業可 (通動問題有)	要 精 核 (巧酸性低下)	日常生活の self care がkoal	左手(非利平)物を 押えるだけ	作業用自助具で効率 向上可能	なし、特殊労働可	作業用自助れて適応 拡大	義肢必要、通動には 左足の障害解消必要	巧器作業, 黨盤作業 以外 <b>估可能</b>	作業用自助具で可	手術後は投稿示指開 で物の把据可	重労働以外は可	重労働以外は可		煮分粉, 高所作英以 外柱可	不能,日常生活自立 が goal	
	班 班	推改会社	非社会组	铁械粗化	数 工	स	化学工場工程	ナット製造	班数会社	機械操作	エ ヒ ユ エ	ゴム類. 靴製魚	運転車	ブラスチック 契 盘	運転事	運転手	化学试验	土 木 工 蔡
茶	労災補債金 労災補債期間	2700ペー//州 10年	1,100 /別 427月	2700 /用 10年	700 /用 5年	1,300 /月 1.0年	870 /月 10年	700 /月 4年6月	780 /月 10年	1,000 /A 54:5 A	左1,700/引3年5月 右 500/月	1,000 /A 34:6A	1260 /月 4年:	828 /月 3年5月	2800 /月 末定	2800 /JJ 1.0年	1,500 /JJ 1.0年	900 /月
話無	間 28 点	程済的理由で歩行訓練受け ず、自力で1年で歩行	中枢神経歴帯による後 <sub>遠</sub> 症 医学的に社解決困難	7 F	手術による一部機能回復可 能なるも経済的に困難	作素用自助具必要	•	自助具等に関するサービス が行われていない	上就義肢受,右足平術叉仕 其具受,程所的に困難		自動具の研発	形成手術で遠応可能	程贷的理由で義肢訓練不可 能	初期に有効りへどりを受け ていない	nental activily なく困難 長期のリー必要	函数リン群なく独自の安行 訓練だ1年を要した	# L	程贷的阻由で執該調練を受けず何となってす。
画	路扱りへ歴	1 週間	0	1 過間以内	0	2 05 103	0	2 + A	1 週間 (英肢なし)	8ヶ月	0	0	0	0	4 <del>7</del> A	1 የቅጢ	铣行中	158
個人配	が出の出版	左大腿,右下腿切断	視野狭搾, 複視その他	右片マヒ(上肢1,下肢面-1)	右手挫破倒, 髋力障害 正中神経不全マセ	右全扮居曲廠哥 左前跨回内回外聯署	阿眼视力50 m指数確認	左子る指句断(中環小指) 左腕神経表マセ	右上腕切断 左脉件神経マヒ( 世雅刷)	右示中指切断	<b>咸示~小指切断</b>	左全指切断	右大腿切筋	右手現小指切断	以前隨谷 mental activity 太七,魏力降岩,貧稻 slow	左下陽切断 右足機能降害	四肢の筋萎縮,筋力の低下 その他	右前腕 10 cm, 左前腕 15 cm 切断
	事故原切	交通中政	20 m 落下	南角	機械即散	采	化化物效 中	极机中放	÷	根核事故	機械事故	银机布数	交通事故	機械事故	ピストルで 射 た れ る	交通串故	化学乘品(重金的中毒	表
	吸收存取	技術学校	4年制大学1年中 B	技能作权	*	ф ф	小 奉	小	*	小春	小森	÷	小桥	女女	4	哥	メーブン大学2年在学中	<b>*</b>
	米族数	2 ≻	4	9	æ	₹	ις	7	4	4	7	9	9	7	9	5	S	
	パレコノク 市内・外	<b>新</b>	# <del>-</del>	<del>1</del> E	中	43	4 4	本世	本	中女	£2 <del>12</del>	£C.	悟	市外	任	中女	电	<b>₹</b>
	年令	26	2.4	5.1	2.2	\$ 5	48	1.8	2.3	2.1	4.2	2.6	3.1	4 2	3.0	4.0	2.1	2.3
	禁	166	R	彩	¥	R	8	<b>3</b> 6	R	¥	<b>E</b>	53	<b>E</b> S.	Si.	\$	ER	<b>E</b> R	*
	区分	<	m	ပ	۵	ធា	<u>5.</u>	o	=	, <u>.</u>	ا در	×		×	z	0	<u>a</u>	ď



#### (2) 企業調査の概要

① 労働災害により身体障害者となった者が、治癒後職場復帰している企業を対象として、 雇用している身体障害者に対する事業主の評価、今後の雇用方針等について面接調査を失 施した。

調査対象企業は、次のとおりである。

- (a) シグネティック・タイランド社(電気機械器具製造業)
- (b) アパ インダストリー社(医薬品容器製造業)
- (c) ファン チャローン インダストリー社(製 材 業)
- (d) 大柴工業有限公司(製 缶 業)
- (e) タイーインディア スチール社(鉄 鋼 業)
  - (注) 従業員規模は、タイーインディア スチール社を除き概ね300人以上規模の企業(タイーインディア スチール社は約180人)
- ② 就労している身体障害者の職務内容は、ほとんどが単純労働(未熟練労働)であった。 大栄工業の場合、4人の身体障害者がプレス工として就労していたが、職務内容は単純

であった。

③ 職場環境について特筆すべきことは、シグネティック・タイランド社を除き、いずれも 安全衛生の面での配慮が乏しいことである。

したがって、就労中に機械にはさまれるといった内容の労働災害が多く、このため、ほと んどの身体障害者が手指の障害であった(タイーインディア スチール社の1人は重金属 中毒による全身性麻ひと思われる。)。

- ④ 事業主の身体障害者を雇用することについての考え方は、要約すれば次のとおりである。
  - (a) 自社で雇用している労働者が、労働災害によって身体障害者になった場合、会社責任 として雇用継続の意志はあるが、出来るならば何らかの技能の習得が望ましい。
  - (b) 雇用継続する場合、原職復帰を基本とするが、職種転換を考慮する場合にあっても、 生産工程従事者として就労させる。事務部門への配置転換は教育程度等から考えて困難 である。
  - (c) 身体障害者である労働者を新たに企業外から採用する考えはない。
  - (d) 身体障害者である労働者の就労を容易にするため、通動、動務時間、職場環境の改善 等について特別の配慮を行う考えはない。

# W タイの産業,労働事情

#### 1. タイの産業経済事情

(1) タイ経済は、第2次大戦後1960年代末頃まで著しい成長を示したが、70年代に入ると国際通貨調整,石油危機等の影響もあって停滞した。その後、1976年頃から回復に向ったが、79年から80年にかけて干ばつの影響,石油価格高勝に伴う貿易収支の悪化等により再びかげりが見えはじめた。

ちなみに、経済成長率(GDP)は、1979年61%、80年58%と第4次経済社会 開発計画(76年~81年)の年平均目標成長率7%を2年連続で下回り、また物価上昇率 は79年9%、80年197%を記録した。

(2) 1980年後半から81年にかけては、主要農作物が大豊作となったこと及びその結果、 精米業、精糖業、タピオカ製品製造業などが順調に伸びた低か、その他の製造業でも輸送機 械、衣料、繊維などを中心に好調で更に商業、サービス業も前年を上回る伸びを示したこと から、1981年の経済成長率(GDP)は7.6%となった。

しかしながら、81年の豊作は農産品の国内供給過剰をもたらし、国際的な一次産品価格の下落とあいまって、一方では農村における所得の落込みをもたらすとともに、貿易収支の大幅悪化を招来している。

- (3) 特に、82年にはいってからは、農家所得の落込みによる国内購買力の下落が目立ってきており、こうした国内の消費の不振から電気機械、自動車、農業機械、鉄鋼等の生産も大幅に落ち込んでおり、インフレは次第に鎮静化しつつあり、貿易収支も改善しつつあるものの国内的には不況感を強めつつあり、失業問題も拡大しつつあるなど経済の先行きは予断を許さないものとなっている。
- (4) なお1981年秋から、一部商業生産が開始されているシャム湾の天然ガスの開発は、中部タイの石油、東北タイの天然ガスと並んで数少ない国産エネルギー源としてタイ経済の将来に大きな光明を与えており、タイ政府もシャム湾の天然ガスを活用して肥料、ソーダ灰、石油化学等の工業プロジェクトを実現し、タイ経済の発展のけん引車の一つとすることを計画している。

#### 2. タイの労働事情

- (1) 労働力調査によって1980年のタイ国の労働事情をみると、労働力人口(11歳以上)は2,273万人(総人口の48%)で、このうち何らかの仕事に就いている就業者は2,252万人、失業者は21万人で失業率は0.9%となっている。
- (2) 産業別に就業状況をみると、圧倒的に農林漁業に従事している者の割合が高く70%を占めている。次いで商業,サービス業,製造業が8%台で比較的高い割合となっている。特に

製造業は、近年のタイ国の工業化の進展を反映し、年率ペースで1970年代は10.18の増加を示している。

その他建設業,電気,ガス水道業及び商業での就業者の増加が目立つ一方、農林漁業,鉱業採石業では横ばいないし減少となっている。

- (3) 性別の構成比をみると、タイ国における女子の労働力に占める比重が大きい(過去20年間女子は47~48%)。
- (4) 従業上の地位別では、農林漁業従事者が圧倒的な割合を占めることから自営及び家族従業者の占める割合が高くなっているが、近年は雇用者が着実に増加してきており、1980年で490万人となっている(雇用者比率22%)。

なお、これらの雇用労働者はバンコク首都圏を中心に地方の都市部に集中しており、その 大部分(81%)が小学校4年以下の教育しか受けていない未熟練労働者である。

- (5) 統計上の失業率は 0.9 % であるが、これはいわゆる不完全就業 (労働時間が短い、賃金が極めて低い、適職についていない)が広範に存在しているためで、農村の労働力人口や農村より都市部に流入してきた層がこれに該当し、1980年統計で455万人が計上されている。
- (6) タイ国の今後の労働力人口の増加は、第5次5ケ年計画によると1982~86年の間は 年平均増加率2.7%で推移すると見込まれているので、毎年約60~70万人の新規雇用機 会の創出がないと現在の雇用水準すら維持できないこととなる。

また、最近の景気停滞の長期化に伴い新規学卒(特に大卒,短大卒)労働市場の緩和、レイオフ等の増加により、いわゆる完全失業者の増加も懸念されている。

(7) また、上述のような国内の雇用情勢を反映し、近年、中東あるいはシンガポール等近隣諸国への出稼ぎ労働者が急増しており、1982年現在で、16万~18万人の労働者が海外で就労していると言われている。政府も、国内の雇用情勢を悪化させないためかつ有力な外貨獲得策として労働者の海外出稼ぎを奨励している。

産業別就業者数の推移

(単位:1,000人,%)

-			<del></del>		数		增	说
   <u>産</u>	196	0 年	197	0 年	198	0 年	(年	率)
	実 数	構成費	夹 数	構成費	実 数	構成費	1960~ 1970	1970~ 1980
総人口	26,392	_	3 4,3 9 7	-	47,282	_	2.7	3.2
労 働 力 人 口	_	_	-	_	2 2,7 2 8	_	_	_
就 菜 者 計	1 3,7 7 2	100.0	16,652	1000	2 2,5 2 4	100.0	1.9	3.1
虚 林 漁 業	1 1,3 3 4	8 2.3	1 3,2 0 2	7 9.3	1 5,9 4 3	7 0.8	1.5	1.9
盆 菜 採 石 葉	30	02	87	05	37	02	1 1.4	<b>▲</b> 8.3
製 造 業	471	3.4	683	41	1,789	7.9	3.8	1 0.1
建 設 業	69	0.5	181	1,1	436	1.9	1 0.2	92
電気・ガス・水道業	16	0.1	25	02	60	03	5.0	9.0
商 業	780	57	876	53	1,9 1 6	8.5	1.2	8.1
運 輪 通 信 業	166	1.2	268	1.6	456	20	4.9	54
サービス 業	655	48	1,184	7.1	1,887	8.4	61	48
分類 不能	252	1.8	146	0.9	1	00	_	

(資料出所 ) 総理府統計局:1960年及び1970年は「人口センサス」1980年は「労働力調査(7月~9月分)」

▼ プロジェクト基本構想

1. リハセンター関連予算(1982/1983)

(1983/1984)

(1984/1985)

4. プロジェクトサイト周辺図 5. プロジェクトサイト内地図

6. リハセンターに係るミニッツ7. // 討議内容8. タイ国労災補償金に係る内務省

8. タイ国労災補償金に係る内務省令 タイ国における病院の現状

産業別就業者数の推移

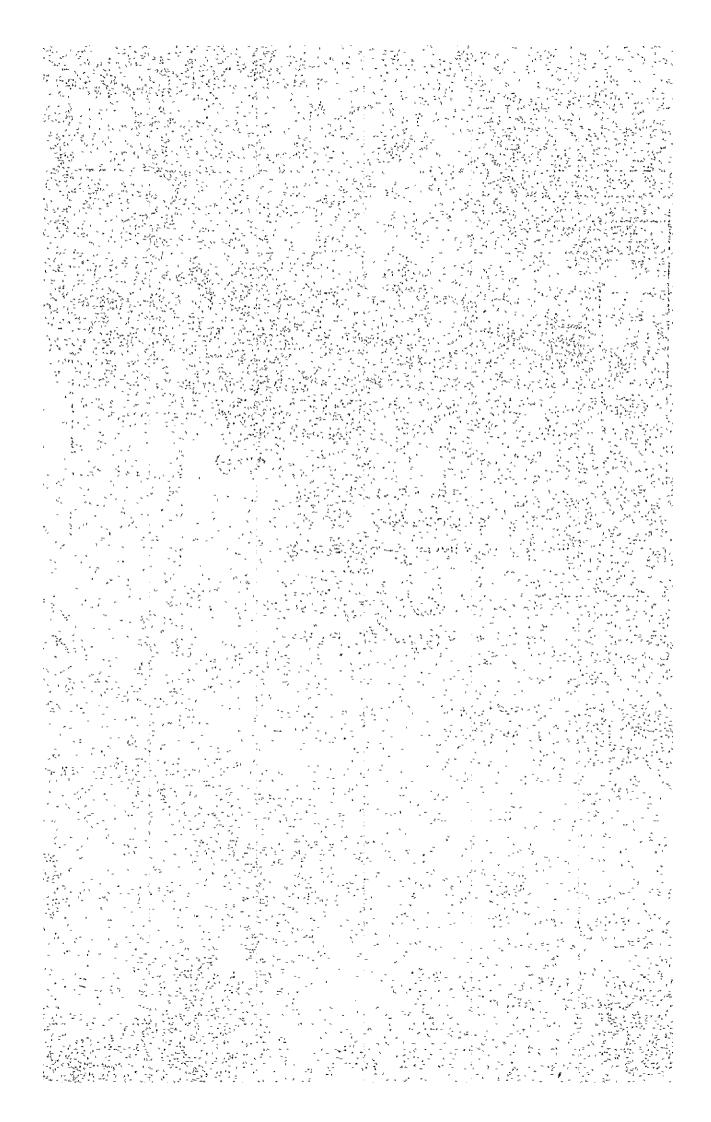
(単位:1,000人,%)

	J				数		增	波
			突					
産 業	1960	年	年 1970		0年 1980年		( 年	率 )
	実 数 相	器成货	実 数	構成費	実 数	構成費	1960~ 1970	1970~ 1980
総 人 口	26,392		3 4,3 9 7	-	47,282	_	2.7	32
労 働 力 人 口	_	-	-		22,728	-	-	
就業者計	13,772	1000	16,652	1000	2 2,5 2 4	1000	1,9	31
農林漁業	1 1,3 3 4	823	13,202	793	1 5,9 4 3	7 0.8	1 5	1.9
盆 菜 採 石 菜	3 0	0 2	87	0.5	37	0.2	1 1,4	▲8.3
製 造 菜	471	3.4	683	4 1	1,789	7.9	3.8	1 0.1
建 設 業	69	0.5	181	1.1	436	19	1 0.2	9.2
電気・ガス・水道業	16	01	25	02	0.6	03	50	9.0
商 紫	780	5.7	876	53	1,916	8.5	1.2	81
運 輸 通 信 紫	166	1.2	268	1.6	456	2.0	4.9	5 4
サービス築	655	48	1,184	7.1	1,887	8.4	61	4.8
分 類 不 能	252	18	146	0.9	1	0.0	<u> </u>	

( 資料出所 ) 総理府統計局:1960年及び1970年は「人口センサス」1980年は「労働力調査(7月~9月分)」

# Ⅱ プロジェクト基本構想

- 1. リハセンター関連予算(1982/1983)
- 2. " (1983/1984)
- 3. " (1984/1985)
- 4. プロジェクトサイト周辺図
- 5. プロジェクトサイト内地図
- 6. リハセンターに係るミニッツ
- 7. // 討議内容
- 8. タイ国労災補償金に係る内務省令
- 9. タイ国における病院の現状



# 別添1 リハセンター関連予算(1982/1983)

# BUDGET FOR PREPARATION OF THE CONSTRUCTION

(Requested for 1984)\*

#### 1. Set up Cost

1.1	Telephone System	B	200,000
1.2	Electricity (Outside the site)		1,200,000
1.3	Water Supply (Outside the site)		3,000,000
1.4	Drainage		1,000,000
1.5	Fence		986,000

# 2. Houses for officers

P.C. LEVEL	UNIT	COST			
- ` 5 <b>-</b> 66	1 .	310,000			
3 - 4	20	4,500,000			
1 - 2	10	2,910,000			
General workers	8	624,000			

Total Expenses

14,730,000

<sup>\*</sup> budget year starts from October 1983 - September 1984

#### 別添2 リハセンター関連予算(1983/1984)

# GOVERNMENT BUDGET FOR THE VOCATIONAL REHABILITATION CENTER

(already requested to the Budget Bureau)

1. Land: Level up cost

g 12,240,000

(requested from special fund of 1983)

2. Salaries (for the preparation stage)\*

**½** 126,675

POSITION m	NUMBER	P.C. LEVEL**	MONTHLY SALARY	DURATION (MOS.)	TOTAL SALARY
Administrative Officer	1	7	ß 8,475	3	ß 25,425
Labour officer	2	4	3,745	3	22,470
Statistician	2	3	2,765	3	8,295
Social worker	2	4	3,745	3	22,470
Psychologist	2	3	2,765	3	16,590
Doctor	1	5	4,945	3	14,835
Vocational Instructor	2	3	2,765	3	16,590
Total	11				#106 67F

Total

11

**\$126,675** 

## 3. Wages for employees

Position	Number	P.C. level	Monthly wage	Duration	Total wage
Vocational Instructor	5	_	3,745	3	\$ 56,175

Total Expenses = #12,422,850

<sup>\*</sup> the figures are prepared for 3 - month period started from July - September 1984 before the construction is completed

 $<sup>\</sup>star\star$  P.C. = Position Classification by the Civil Service Commission

## 別添 3 リハセンター関連予算(1984/1985)

## BUDGET FOR ANNUAL OPERATING EXPENSES

(October 1984 - September 1985)

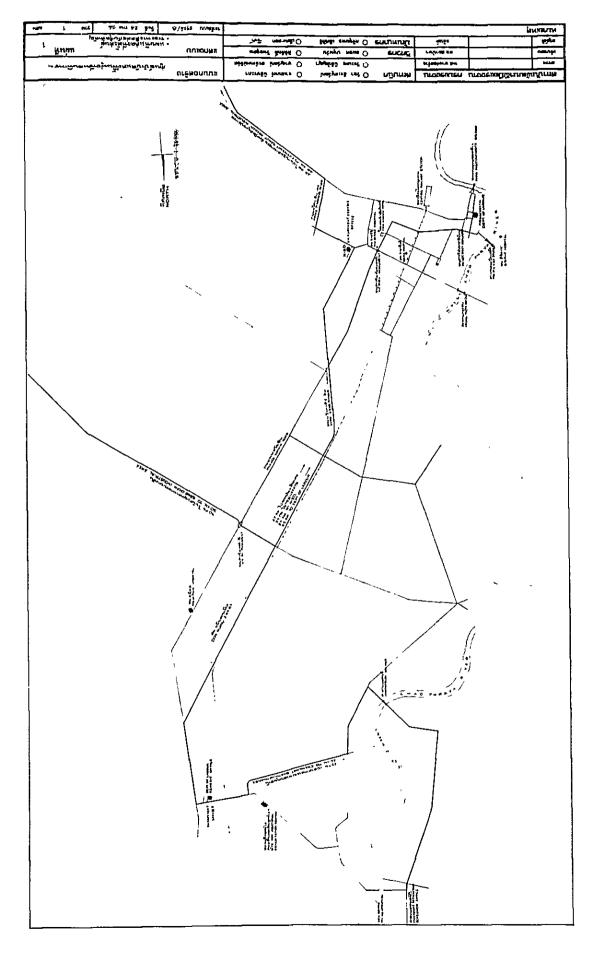
#### 1. SALARIES AND WAGES

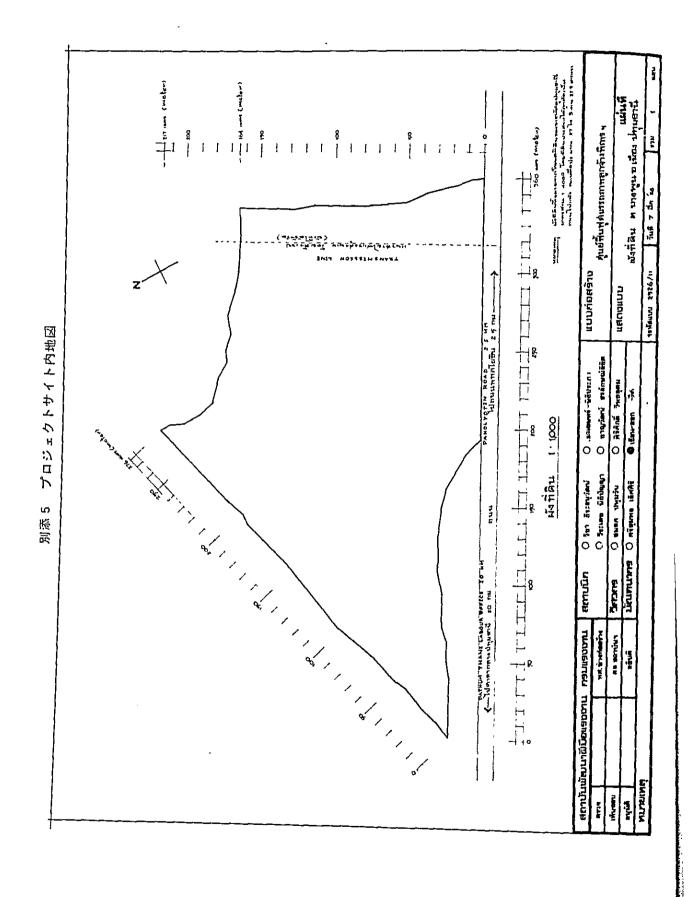
#### SALARIES

POSITION	NUMBER	P.C. LEVEL	DURATION (MOS.)	MONTHLY SALARY	TOTAL SALARY
Center Director	1	7	12	ß 8,475	ß 101,700
Chief of General Administration Office	1	4	9	3,745	33,705
General Administrative Officer	1	3	9	2,765	24,885
Accountant	1	3	9	2,765	24,885
Finance Accounting	1 .	2	9	2,205	19,845
Officer {	1	1	9	1,950	17,550
	1	2	9	2,205	19,845
General Officer	1	1	9	1,950	17,550
Typist	2	1	9	1,950	35,100
Chief of Research- Planning	1	4	12	3,745	44,940
Statistician	2	3	12	2,765	66,360
Statistical Officer	2	2	9	2,205	39,690
Chief of Vocational- Assessment	1	4	12	3,745	44,940
Social Worker	2	3	9	2,765	49,770
Psychologist	2	3	12	2,765	49,770
Labour Officer	2	2	9	2,205	39,690
Chief of Medical Rehabilitation	1	4	12	3,745	44,940
Doctor	1	5	12	4,945	59,340
Physiotherapist	2	3	9	2,765	49,770

POSITION	NUMBER	P.C. LEVEL	DURATION (MOS.)	MONTHLY SALARY	TOTAL SALARY
Occupational Therapist	2	3	9	2,765	44,730
Nurse	2	2	9	2,485	44,730
Nurse Aid	3	1	9	1,950	52,650
Chief of Vocational Rehabilitation	1	4.	12	3,745	44,940
<u> </u>	2	3	12	2,765	66,360
Vocational Instructor	4	3	9	2,765	99,540
Assistant Instructor	10	2	9	2,485	223,650
Total	50				ß 662,235
WAGES					
Vocational Instructor	5	-	9	3,745	168,525
Ĺ	5	-	12	3,745	224,700
Housekeeper	2		9	2,485	44,730
Chef	2	-	9	1,470	26,460
Labourer	4	-	9	1,255	45,180
Driver	3		9	1,470	39,690
Gardener	4	-	9	1,255	45,180
Guard	6	_	9	1,255	67,770
TOTAL SALARIES AND WAGES	31.				2,117,610

# 2. OTHER EXPENSES = 18 4,868,600





# MINUTES OF MEETING FOR TECHNICAL COOPERATION ON THE PROJECT OF THE INDUSTRIAL REHABILITATION CENTER IN THAILAND

The Japanese Preliminary Survey Team (hereinafter called "the Team") headed by Mr. Kunihiro Matsumoto, Director of the Labour Welfare Projects Corporation, was dispatched by the Japan International Cooperation Agency from March 13 to 26, 1983 for the purpose of making the study on the request of technical cooperation on the Project of the Industrial Rehabilitation Center (hereinafter called "IRC") and of exchanging views with the Department of Labour's officials of the Ministry of Interior (hereinafter called "the DOL officials") on the proposed project.

As a result of the study and a series of discussions, the Team and DOL Officials came to the tentative understanding of the matters referred to below.

#### 1. Purpose

The DOL Officials indicated that IRC aims at promoting the vocational independence of those who are disabled due to work-related accidents, taking measures to expand their job opportunities as well as contributing to welfare of workers as a whole in Thailand by providing above-mentioned disabled workers with mainly the vocational rehabilitation services and, if necessary, the remedial medical rehabilitation services.

#### 2. Functions

- 2.1 The Team advised that the clients at IRC are at least those who have received the medical rehabilitation services at hospitals and that the medical rehabilitation services offered at IRC should be limited to such functional training as to improve and/or maintain the clients' present physical functions which are considered to be necessary for receiving the vocational rehabilitation services.
- 2.2 The Team advised that the vocational rehabilitation services at IRC aims mainly at enabling the clients to return to the previous jobs and that it is also necessary to provide those who are considered not to be appropriate to return to the previous jobs with suitable services according to their needs.
- 2.3 Related to the Item 2.2 above, the Team also advised that DOL should positively consider to take necessary measures to provide the clients

with financial assistance during their stay at IRC as well as to secure job opportunities for those who graduate from IRC.

## 3. Budget

The Team affirmed that DOL is now taking measures to secure budget necessary for the operation of IRC and if necessary, to amend the Announcement No. 103 of the National Executive Council on Labour Protection and/or the related Ministry of Interior Announcements in order to make use of the Workmen's Compensation Fund in this respect.

# 4. Project Site

The DOL Officials stressed that they are now taking measures to secure the site for IRC, infrastructure as well as necessary budget for maintaining the facilities.

#### 5. Others

The DOL Officials indicated that they try to establish supportive systems for successful implementation of the Project.

Bangkok, March 24, 1983.

Kunihiro Matsumoto

Leader

Preliminary Survey Team

Japan International Cooperation Agency

Vijit Sangtong Director-General Department of Labour

Ministry of Interior

#### CONTENTS OF DISCUSSIONS

#### 1. PURPOSE OF THE PROJECT

- 1.1 The Japanese Side indicated that the IRC is expected to be a pilot project for strengthening rehabilitation for the disabled workers in Thailand.
- 1.2 The Thai Side indicated that they would consider to expand the same project in the next five-year National Development Plan if the IRC would achieve great success.

#### 2. TARGET OF IMPLEMENTATION OF TECHNICAL COOPERATION

2.1 Concerning the Master Plan, the Japanese Side explained its contents based upon the attached material (No. 1).

The Thai Side agreed to it.

2.2 The Thai Side expressed that they are going to establish the Industrial Rehabilitation Advisory Comiftee (IRAC) for giving advice to the DOL on policy planning and administration of the IRC as well as referring the candidates to the IRC.

As to the clients' selection of the IRC, the Japanese Side stressed that the final decision should not be done by the IRAC, but by the Director of the IRC.

2.3 The Japanese Side proposed that a Joint Steering Committee should be set up, besides the IRAC, to secure the effective operation of the IRC project.

The Thai Side agreed to it.

- 2.4 Both Sides came to the mutual understanding concerning the importance of the placement services as a function of the IRC and also both sides shared the same point of views as to the necessity of placement services system as well as establishing financial assistance system for those clients of the IRC who are going to engage in self-employment.
- 2.5 Concerning the function of the IRC, the Japanese Side pointed out that it was necessary to establish close cooperation with the nearby hospitals concerning the medical rehabilitation services.

The Thai Side said that they were going to do so.

2.6 The Thai Side mentioned that they were going to secure the following personnel for the IRC:

July 1983 - the establishment of the Preparatory Office for the IRC, consisting of 4 full-time and 1 part-time staff members.

July - Sept. 1984 - as the attached materials (No. 2) October 1984 - as the attached materials (No. 3)

- 2.7 As OT and PT concerned, the Thai Side said that they will employ new graduates from the relevant universities. The Japanese Side insisted that the Thai Side should employ an experienced supervisor for PT.
- 2.8 As chief of vocational assessment (CVA) is concerned, the Japanese Side asked the Thai Side about any prospect of securing experts as CVA. The Thai Side answered that they understand its importance. But, at present, it is not easy to recruit an appropriate person.
- 2.9 The Japanese Side indicated that the Thai Side should recruit as far as possible CVA, social worker, psychologist, and vocational counsellor whose majors in universities or colleges are related to the positions concerned.
- 2.10 The Japanese Side stressed that the Director of the IRC should be fulltime after the Centre has started its operation.
- 2.11 The Japese Side indicated that the Thai Side will take necessary measures to reduce any economic hardship of the clients during their stay at the IRC.

The Thai Side would try to do so.

## 3. CONTENTS OF TECHNICAL COOPERATION

- 3.1 The Thai Side explained that they would like to send four staff members of the preparatory office for the IRC for further training in Japan.

  The Thai Side stressed that the number of counterparts will be in accordance with the number of experts the region of the particulate.
  - accordance with the number of experts who would be assigned to the Project for technical transfer.
- 3.2 The Thai Side requested the following fields of Japanese experts: from Medical Rehabilitation one (1) OT, from Vocational Rehabilitation one (1), one Vocational Evaluator, two Vocational Instructors, one Workshop

Supervisor in addition to the Chief Advisor and a coordinator.

The Japanese Side explained that several experts will be sent.

- 3.3 Both Sides came to the understanding that the technical cooperation would last for 3-5 years.
- 3.4 The Japanese Side stressed that the Chief Advisor can provide necessary technical and managerial advice on the Project not only to the Director of the IRC but also to the Director of the WCF and the Director-General of the Department of Labour.

#### 4. BUILDINGS AND FACILITIES OF THE IRC

- 4.1 The Thai Side requested the Japanese Side for the necessary buildings, equipment and facilities and etc. for the IRC as the attached materials (No. 4).
- 4.2 The Thai Side, at the beginning, proposed two sites, but later withdraw one of them due to the uncertainty in securing the land. After the Japanese Side had studied the site (about 27 rais) at Bangpoon, Prathum Thani Province, they pointed out that the land needed to be levelled up.

The Thai Side mentioned that they are going to take the necessary steps to secure the budget in 1983 fiscal year. They also mentioned that they are consulting with the Treasury Department on the transfer of the site, which is now under the Accelerated Rural Development Office, to the Department of Labour.

4.3 The Thai Side mentioned that they can secure the budget both for 1983 and 1984 which would be necessary to establish the IRC as soon as they got the confirmation letter from the Japanese Government in this respect.

And also the Thai Side mentioned that they are requesting the Budget Bureau for necessary budget for infrastructural improvement of the Site as well as the maintenance costs for the buildings, equipment and facilities of the IRC.

#### ORGANIZATION

5.1 For organizing the IRC, the attached materials (No. 4) were submitted by the Thai Side.

The Japanese Side emphasised that the studies and preparation of

research project concerning the causes and ways to prevent such accidents which is now included as one of the functions of the vocational studies and planning of the IRC, should be removed from the IRC and should be left to the WCF.

- 5.2 Capacity and Vocational Training Courses
  - (1) Concerning the capacity of the IRC, the Thai Side mentioned that the capacity of the IRC should be one hundred.

The Japanese Side agreed that it would be appropriate for the time being, based on the statistics of injured workers provided by the Thai Side.

- (2) The Japanese Side pointed out that the following vocational training courses would be appropriate for the time being under the present situation in Thailand:
  - Reparing of electric and electronic appliances
  - Sewing
  - Wood work
  - Machine work
  - Metal work
  - Printing work
- (3) The Japanese Side also pointed out that the capacity for training of each course should be 8-10 persons, and the total capacity for vocational training courses should be appropriate at around 50 persons.
- (4) The Japanese Side pointed out that the length of each training course should be flexibly fixed between 4-12 months according to the needs of the clients and labour market as well.

The Thai Side agreed to it.

Bangkok, March 25, 1983.

# 別添8 タイ国における労災補償金の支払いに関する内務省令

革命評議会布告第103号第2条(6)に基づき、内務省は以下のことを告示する。

第1条 労働者保護に関する内務省令第54条(2)に基づき、労働者が身体の一部の器官を失った場合、その喪失の器官に応じ、以下に定める期間、補償を受けることができる。

(1)	片腕切断	4年6カ月
(2)	片脚切断	4 年
(3)	片手切断	3年5ヵ月
(4)	片足切断 、	2年9ヵ月
(5)	両耳の聴力喪失	2 年
(6)	片耳の聴力喪失	10カ月
(7)	片手親指切断	10カ月
(8)	片手人指し指切断	8 カ月
(9)	片手中指切断	7カ月
(10)	片足種指切断	7 ヵ月
(11)	片手莱指切断	6 カ月
(12)	片手小指切断	3 カ月
(13)	その他の足指切断	3 カ月
(14)	一服失明	2 年 5 カ月
(15)	一眼の視力又は両眼による視力	
	の正常時の90%以上、又は	2年1カ月
	3/60以上の喪失	

66 その他(I)~65に規定されない器官の喪失に対する補償は、全治までの期間とするが最大は1年を越えない。

器官の喪失個所が複数の場合は上記所定期間の合計とする。但し5年を越えない。

- 第2条 労働者保護に関する内務省令第54条(3)により、労働者が次の傷害を受け、身体障害者になった場合、10年分の補償を受けることができる。
  - (1) 両手切断
  - (2) 両腕切断
  - (3) 片手片腕切断

- (4) 両足切断
- (5) 両脚切断
- (6) 片足片脚切断
- (7) 片足又は片脚及び片手又は片腕の切断
- (8) 両限が失明した場合、片眼が失明し、他方の眼の視力が正常時の90 %以上又は3/60 以上喪失した場合、あるいは両眼の視力が正常時の90 %以上、又は3/60 以上喪失した場合
- 40 治癒しえない精神錯乱、あるいは精神異常をもたらす脳の損傷

第3条 本会にいう身体器官の喪失又は身体障害とは次のことをいう。

(1) 片腕の切断 片腕を肘関節以上で切断したもの

(2) 片脚の切断 片脚を膝関節以上で切断したもの

(3) 片手の切断 片手を腕関節以上で切断したもの

(4) 片足の切断 片足を足関節以上で切断したもの

(5) 一指の切断 少なくともいずれかの指の一つの指関節を切断したもの

(6) 視力の90 %以上 の喪失、又は視力 の3/60以上の 喪失

正常の視力によって60 m離れた所から見ることが できる視力検定表の文字を3 mの距離でみることが できないこと。

(7) 両眼による視力の \ 喪失

損傷を受けた眼と正常な眼とを同時に使用した場合 に正常な視力が得られないとき損傷を受けた眼の視 力喪失とみなすこと。

(8) 身体器官の切断

その身体器官の機能の全廃。手における、親指及び他の2指以上の切断、親指を除く4指の切断はその手の機能の全廃とみなす。

- 第4条 労働者保護に関する内務省令第54条第3項による補償金はその事例にかかわらず 月額3000パーツを越え、あるいは250パーツを下回ってはならない。
- 第5条 労働者保護に関する内務省令第54条第5項に定める期間の補償金を支払うにあたって、使用者は補償金年額の4%を超えて控除してはならない。

本布告は直ちに効力を発する。

仏 暦 2515年4月16日 プアン・スワンナラット(内務次官)

# 1-11 労災補償基金の拠出率、拠出手続、 支払方法及び上訴手続に関する内務省令

仏暦2515年3月16日発布の革命評議会布告第103号第3条の規定に基き、内務省は労災 基金の拠出率、拠出の手続、基金の支払方法並びに上訴手続、その他労災基金部の必要な事項に ついて以下の通り規定する。

1. 本内務省令は仏暦2516年7月1日より効力を発する。

## 第1章 拠 出 率

- 2. ①使用者は、本令末尾に掲載する第 1 表に記載する率により、労災基金に対し拠出しなければならない。
  - ②拠出金は使用者が支払わればならぬ賃金と業種によって夫々適用される率により算出される。
  - ③年間12万パーツ以上の賃金を受ける労働者については、当該労働者の拠出額算出の基礎となる賃金は12万パーツの額に制限されるものとする。
  - ④前項に該当する労働者で、1年以下の勤続期間の場合は、その拠出額の算出は期間に比例して減額するものとする。
- 3. ①4年(暦年)間継続して基金の拠出を行った使用者は、本令末尾掲載第2表に記載される 損失率別、減/増率を適用して第1表により拠出を行なうものとする。
  - ②前項に云う損失率算定のため労災基金部は、各使用者の過去3ヶ年の平均損失率を算定する。そしてこの算定値を翌年より用いる。
  - ③損失率は労働者に支払われるべき補償金をその使用者が同期間内に支払りべき拠出金の百分比で表現したものである。

# 第2章 拠出手続

- 4. ①使用者は年単位で労災基金を拠出するものとする。
  - ②第1回の拠出に際しては、使用者自ら所定の様式により労災基金部に対し、業種、年間支払給与総額、労働者数を登録し、義務が生じた日より30日以内に拠出しなければならない。

第2回以後は毎年1月中に拠出しなければならない。

③登録した業種に変更が生じた場合には、使用者は変更の日より30日以内に文書でもって、 労災基金部へ通知しなければならない。

- 5. 使用者が給与額を通知できない場合、又は通知された給与が通知すべき給与より少いと労災 基金部が判断した場合、又は使用者が拠出額計算の資料提出を拒否した場合は、労災基金部は 関係証拠書類に基づいて拠出額を賦課することができる。証拠書類がない場合は、労災基金部 は妥当であると思われる拠出額を賦課するものとする。
- 6. ①労災基金部は、本令末尾掲載第1表に基づき、使用者の営業している事業を検討して使用者へ適用する業種別コードを決定し、そのコードに定められた拠出率を使用者に支払わせる。
  - ②使用者の業種別コードがあるコードに決定しかねる場合は、その業種の危険性が最も類似した業種のコードを適用する。
- 7. ①労災基金部は使用者の主たる業態によって単一のコードを適用するものとする。ただし相 互に関係しない複数の業態の場合はこのかぎりではない。
  - ②第1項の規定によって業種のコードが決定できない場合には、使用者の事業が生産する最終製品、又は提供する役務によって業種コードを規定する。この方法によっても決定のできない場合には最も多くの労働者が就業する業種をもってコードを決定する。最も多く労働者が就業する業種が決定できない場合は、最も拠出金率の高い業種をもって使用者の業種コードとする。
  - ③使用者が製造業又は組立業と同時に販売業を同時に営んでいる場合は労災基金部は、製造 業又は組立業で業種コードを決定する。
- 8. ①決定した業種コードが事実と一致しないことが明らかな時、労災基金部はコード並びに拠 出率について必要な修正を行う。修正した時追加拠出又は拠出額の超過部分の返還を行う ため使用者に通知する。
  - ②第1項の菜種の修正がもし使用者よりの拠出額の追徴、又は労災基金部よりの返還となる場合は、明らかになった日より1年以内に限り遡求することができる。
- 9. 毎年12月末から30日以内に、又は会社解散の日から30日以内に、使用者は拠出金を支払りべき日から同年の12月末日まで、又は会社解散の日までの期間に、実際に支払った給与額を労災基金部が指定する様式により報告することを要する。労災基金部はこれに基き正確な拠出金額を再度算定する。この場合すでに使用者が労災基金部に支払った金額と新しく算定された金額の差が使用者の追加支払額、又は労災基金部からの返還額である。
- 10 上記、第8、第9条の規定にもとづき使用者が追加支払をする必要がある場合、又は労災基金部が返還する必要がある場合、夫々その必要があることを知った日より30日以内に追加支払又は返還を完了しなければならない。
- 11. ①年初より拠出義務のある使用者で、かつ第12、第13の規定にしたがらことに同意する ものは、基金の拠出を分割払いとするために労災基金部の所定の様式をもって許可申請を することができる。

- ②分割払いによる拠出を許可された使用者が第12又は第13の規定に従わなかった場合は、 労災基金部は許可を取消すことができる。
- 12. ①分割払いによる拠出を許可された使用者は、労災基金部に対し年間拠出額の支払いを保証するため推定年間拠出額の25%を1月内に預託することを要する。
  - ②第 1 項の預託金は労災基金部が全期間を通じ保管し、その期間内に使用者は分割払いにより 拠出することができる。
    - もし、使用者が分割払いを希望しなくなった場合、または労災基金部が分割払いの許可を 取消した場合、または使用者が労災基金の拠出を必要としなくなった場合は、労災基金部 は当該預託金を返還する。
- 13. 分割払いによる拠出を許可された使用者は四半期毎にその拠出をしなければならない。使用者は各期の最終日より30日以内に支払わなければならない。同時に使用者は当該期の賃金の支払総額を労災基金部が指定する用紙により提出しなければならない。
- 14. 労災基金部への拠出金の支払期間又は明細報告の提出期間又は本令によって規定された補償金の申請期間は、義務者が国外にあって不在であるか、あるいはその他必要事由によって定められた期間内に遂行することが不可能である場合には、労災基金部は適宜必要な期間延長、または延期することができる。

期限は労働局長の適宜の判断によって延期又は変更できる。

#### 第3章 労災基金部による補償金の支払い

- 15. ①労働者が労働の結果として、又は、仕事の性格上若しくは環境上に起因して発生したとみなされる病気の結果として、或いは、内務省が指定した業務上疾病により、負傷、疾病、死亡した場合、使用者は労災基金部が定める用紙により使用者がその事実を知った日より15日以内に労災基金部へ届出なければならない。
  - ②労働者若しくはその受権者は労働者が負傷又は病気となった日より、又は受権者が労働者 の死亡を知った日より90日以内に、所定の用紙により労災基金部へ補償を請求するもの とする。
  - ③使用者が医療費を支払うか、1972年4月16日付労働者の保護に関する内務省令第53 条の規定に基づき葬儀を行なった場合、使用者は労災基金部に対し所定の様式をもって立 替払いをした日より、又は労働者の葬儀の終了した日より90日以内に、立替費用の請求 を申請できる。
- 16. ①前 15条に基づく届出若しくは申請を受理した場合、又は労災基金部が『労働者が労働の 結果として、又は仕事の性格上若しくは環境上に起因して発生したとみなされる病気の結 果として、或いは内務省が指定した業務上疾病により、負傷、疾病、死亡した』事実を知

った場合、労災基金部は遅滞なく事実調査を行なりものとする。労働者が労災補償金の受 給資格権ありと判断したとき、労災基金部は労働者が負傷、疾病、死亡した日より起算し た補償金を労働者若しくは受権者に支給するものとする。同時に、使用者又は労働者若し くはその受権者に補償金額、補償期間を通知するものとする。労働者に受給資格権がない と判断した場合は、労災基金部は申請者若しくは関係者にその旨通知する。

- ②1972年4月16日付労働者の保護に関する内務省第50条、52条、53条、54条、 55条、59条、61条、62条の規定は労災基金の支払いに関し準用される。
- 17. 第16条の規定に基づき、負傷又は疾病の労働者が労災基金部が労働者に替って医療費を支払うことに合意している医療施設で治療を受ける場合、労災基金部は補償金を直接当該医療施設に支払りものとする。
- 18. ①第16条の規定に基づき労働者が医療をうけ、労働者若しくは受権者がその医療費を立替 払いしている場合は、労災基金部の所定の様式により当該医療施設の治療費の領収証を添 付し、立替金の返還を労災基金部に申請できる。
  - ②使用者が労働者に替わり医療費の立替払いを行った場合、前 1 項の規定を準用する。
- 19. ①第17条、第18条の規定に基づく医療施設に、負傷者、疾病者に必要な薬品その他必要品、必要な補助器具が欠如している場合、労働者は当該医療施設の主治医若しくは担当医の書面による保証書を受けて、他所より購入することができる。
  - ②前1項に云う諸費用は労災基金部所定の用紙により適正な領収証・保証書を添付し、労災基金部に申請することにより労働者若しくはその受権者、または使用者は返還をうけることができる。
- 20 本令に云う医療施設とは、医術業管理法に基づく医術業を営むために設けられた施設(車輌を含む)、役務が有料であると無料であるとを問わず一般的に医術をもって役務を行なう場所を云う。但し、薬品の販売に関する法律によって規定される医薬品の販売のみを専ら行なう医薬品の販売所は含まない。
- 21. 第 1 5 条第 3 項、第 1 6 条の規定に基づき、使用者が労働者の葬儀を行なった場合には、労 災基金部は使用者の提供する証明書に基づき葬儀費用を使用者に返避するものとする。
- 22. 補低金の支払は1972年4月16日付補償金の支払いに関する内務省令による。但し、補 賃金の全額一時払いは労働局長又はその委任者が承認した場合のみ行なうことができる。

# 第4章 上 訴

25. 本令第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第18条第2項、第21条に関し、 労災基金部の命令、決定、査定に不服の使用者は補償金に関する命令、査定を知った日から30 日以内に労災基金委員会に上訴することができる。

- 24. 第16条に関する労災基金局の決定に不服の労働者若しくはその受権者は、その決定を知った日より30日以内に労災基金委員会に対し上訴することができる。
- 25. 労災基金委員会は第23条、第24条の規定による上訴を遅滞なく審議することとする。審議完結後、決定の日より15日以内に書面でもって上訴人にその决定を通知しなければならない。上訴人がこの決定に不服な場合はその決定を知った日より30日以内に裁判所に提訴することができる。
- 26. 第24条、第25条に関する上訴は労災基金部所定の様式によってされなければならない。
- 27. 第23条、第24条の規定に基づく補償金に関する命令、決定、査定についての上訴並びに 第25条の規定による裁判所への提訴をもってしても、労災基金部又は労災基金委員会の命令、 決定、査定による拠出金の拠出又は補償金の支払いは停止されない。

#### 経 過 措 置

- 28. 本令の発効の日より6ヶ月以内にかぎり第4条の第2項の規定は労災基金部に対して拠出金の支払義務がある使用者に適用されない。
- 29. 第28条の規定の下、労災基金への支出の義務のある使用者は、労災基金部に対して、業種、 支払給与の明細、労働者の数を本令発布の日より6ヶ月以内に労災基金部所定の用紙でもって 登録を行い、1974年の年次拠出金(第1回)をもって実行しなければならない。拠出金の 支払いは1974年の1月中に行なうこととする。
- 30. 本令に基づく補償金の支払いは1974年1月1日より効力を発する。1974年1月1日 以前より使用者より補償金を受給する資格のある者はひきつづきその権利を享受するものとする。

1973年6月11日

ポー・チャールサテイアン元師 内 務 大 臣

別後9 タイ国における熊郎の選択

Hospicals in Up-country authorized by Medical Department, Ministry of Public Health

	No. of Hospital	No. of Bed	Average No. of Bed	No. of Doctors	Average No. of Doctors
Central Area					
Medical Centre Hospital Provincial Hospital Umpur Hospital Health Centre	4 18 96 26	2,400 6,970 3,385 2,310	600 387 35 89	148 298 249 90	37 177 10 10
North Area					
Medical Centre Hospital Provincial Hospital Umper Hospital Health Centre	3 15 76 23	1,810 4,200 1,690 1,100	603 280 22 48	95 176 180 38	32 122 22
North-East Area					
Medical Centre Hospital Provincial Hospital Umper Hospital Health Centre	13 99 19	2,770 4,520 2,600 650	693 348 26 34	144 164 185 52	36 13 3
South Area					
Medical Centre Hospital Provincial Hospital Umper Hospital Health Centre	3 11. 54 17	1,290 2,985 1,345	430 271 25 1	73 129 111 32	24 12 2 2

#### MEDICAL CENTRE HOSPITAL IN UP-COUNTRY OF THAILAND

#### 1. CENTRAL AREA

Choleburi Hospital Add: A. Muang Choleburi

Bed: 750 Staff of Doctor: 45

Prapokkloa Hospital Add: A. Kuang Chanthabiri

Bed: 600 Staff of Doctor: 48

Rajburi Hospital Add: A. Muang Rajburi

Bed: 450 Staff of Doctor: 30

Sarabiri Hospital Add : A. Muang Saraburi

Bed: 600 Staff of Doctor: 25

#### 2. NORTH AREA

Swanpracharaksana Hospital Add: A. Muang Nakornswan

Bed: 480 Staff of Doctor: 30

Bhuthchinraj Hospital Add: A. Muang Pitsanuloke

Bed: 750 Staff of Doctor: 30

Maharaj Lampang Hospital Add: A. Muang Lampang

Bed: 580 Staff of Doctor: 35

#### 3. NORTH EAST AREA

Khonkaen Hospital Add: A. Muang Khonkaen

Bed: 580 Staff of Doctor: 32

Nakornrajsrima Hospital Add: A. Muang Nakornrajsrima

Bed: 880 Staff of Doctor: 50

Salpsithiprasong Hospital Add: A. Muang Ubolerajthani

Bed: 860 Staff of Doctor: 40

Surin Hospital Add: A. Muang Surin

Bed: 450 Staff of Doctor: 22

#### 4. SOUTHERN AREA

Surasthani Hospital Add : A. Muang Surasthani

Bed: 420 Staff of Doctor: 20

Maharaj Nakornsrithamraj Hospital Add: Muang Nalcornsrithamraj

Bed: 450 Staff of Doctor: 25

Haddyai Hospital Add: A. Haddyai Songkla

Bed: 420 Staff of Doctor: 28



# № 参 考 資 料

- 1. 質 問 事 項
- 2. 事前調查項目



#### 1. Questionaire

# (1) Survey Items for Industrial Rehabilitation Center Project in Thailand

#### Outline of the Project

(1) Purpose

Referring to National Development Plan in Thailand commenting project effects according to indications of economical and employment statistics.

(2) Utilization Plan of Technical Transfer

Referring to how to utilize acutual results of technical transfer influencing to national development plan with what organization and what provision of budget available——name of organization, summary of existing organization or institute, number of staff, technicians, experts and their technical position.

(3) Other Technical Cooperation

Referring to the same organization proposed or under operation from other foreign countries or international units. If any, commenting mutual relation and function of these projects.

(4) Priority

Referring to priority and urgency reflecting Government Development Program.

#### Target of Technical Cooperation

(1) Definite Target

Referring to materialized picture of the overall project formation in the linkage of the National Development Programme.

(2) Period of Technical Cooperation

Referring to certain accomplishments of technical transfer mentioned above (1).

(3) Necessary Measures to be Taken

Major responsibilities as a premise of attaining target must be made clear in building construction, securing of counterpart personnels, provision of technical extention structure and other necessary factors leading to well implemention.

#### Institution of Implementation

(1) Summary of Budget

Referring to total and yearly budget available through technical cooperation provided by the implementation organization and the Government.

(2) Detailed Items of Budget

Referring to personnel cost per a person, average personnel cost, total running cost including administrative and managerial expenditure per a traing course in a reasonable basis.

(3) Major Classification of Budget

Referring to respectively personnel cost, administrative cost and training cost with materials.

(4) Project Budgetary Plan

Referring to a total period of technical cooperation with each implementation year.

- (5) Relation of Government Budget and Workmen's Compensation Fund

  Referring to scope and accurate difference between Government Budget and
  its Fund in their disbursement based on Government rules and regulations.
- (6) Tentative Schedule of Project Implementation and Timing of Securing Request of Budget

#### Perspective of Securing Counterpart Personnels

- (1) Number of Counterpart Personnels
- (2) Qualification, Prospect of Recruiting and Name of Candidates
- (3) Overall Chart of Allocation

Referring to total number of staff and experts available in each departments.

(4) Recruiting Condition

Referring to their salary (income), employment stabilization condition in comparizon to other private enterprises. If necessary, commenting government countermeasure to decrease their outflow.

#### Project Organization

- (1) Administrative and Managerial Structure
  - Referring to clarification of Government direction and project function possessing responsibities.
- (2) Improvement Schedule of Infrastracture

  Referring to water supply, capacity of electrisity and access roads and etc.
- (3) Other Measures to Be Taken for Effective Implementation

#### (2) Questionnaire to the Dept. of Labour

- Statistical information of injured workers who are covered by the Workmen's Compensation Fund, especially those of 1,275 permanent partially disabled workers among those who received benefits from the Fund.
  - 1-1 Number of disabled workers by disability conditions of extremities, and in case of upper extremities, of which extremity is affected.

Table 1

1-2 Number of disabled workers by severity of disability.

Table 1

1-3 Number of disabled workers by educational level and marital status.

Table 2

1-5 Number of disabled workers by employment status and place.

Table 3

- 2. Interview with those disabled workers who are considered to be most difficult to return to working lives among those of 1,275 permanent partially disabled workers, and who are selected by a random sampling method.
  - (1) Number of disabled workers to be interviewed with --- 10 persons.
  - (2) Scheduled date of the interview --- March 16 (full day)
  - (3) Items to be questioned through the interview are as follows;
    - a. Factors which prevent them from securing employment.
    - b. Living conditions of those disabled workers.
    - c. Needed rehabilitation services for them to return to vocationally independent lives.

- 3. Activities of referral officers
  - 3-1 Number and function of referral officers.
  - 3-2 Number of disabled workers who were provided services by referral officers.
- 4. Factory survey related to selecting vocational training courses
  - (1) Type and number of factories to visit.

Each one of the following four type of factories where relatively severely disabled workers are employed.

- a. Machine and metal
- b. Machine assembly
- c. Carpentry & woodworking
- d. Electronics
- (2) Sheduled date of the survey --- March 18 (full day)
- (3) Items to be checked by the survey
  - a. Type of machines, equipments and tools used.
  - b. Type of jobs done by disabled workers.
  - c. Employers' assessment concerning the performance of disabled workers, etc.
- 5. Masterplan of the Industrial Rehabilitation Center
  - 5-1 Infrastructure around the site.
    - 5-1-1 Hospital, employment service office and enterprises around the Center.
    - 5-1-2 Employment services for disabled workers at the nearby employment service office.
    - 5-1-3 Electricity supply, water supply and drainage situation.
    - 5-1-4 Shape, size and situation of the site.
    - 5-1-5 Traffic situation
  - 5-2 Staffing plan

Recruitment and training of specialists who are needed to provide rehabilitation services at the Center.

Ex. Occupational psychologist, vocational instructor, social worker, etc.

## 5-3 Budget allocation

Present situation of budgetary allocation for the Center

## 5-4 Technical assistance

- 5-4-1 Type and number of specialists to be sent to Japan for training, and its training period.
- 5-4-2 Type and number of specialists to be sent from Japan to Thailand, and its cooperation period.

#### I. QUESTIONARY

- I-1 How many medical facilities are there in Thailand How many of them have rehabilitation facility? (rehabilitation facility = having more than one PT and training room) Please classify by areas and capacity for patient.
- I-2 According to your sampling study in 1982, 75% of disabled persons caused on labour accident desire physical rehabilitation.
  How many of them have received medical rehabilitation service actually?
- I-3 It is to be desired that the center have some functions of recreation for clients.
- I-4 If this center will be expanding in accesibility feature, what do you think about limitation of capacity in one such facility?

#### II. REQUEST

- II-1 To determine the scale of facilities and function in medical rehabilitation section of the center.
  - If you have selected a medical doctor who advice you about this plan, I wish his or her advice about it.
- II-2 I wish some advices from PT and OT of Thailand about the characteristics of ADL training of Thailand, because I think there are some difference in ADL from Japan caused on different customs.
- II-3 If it is enabled, I'll visit to local hospital having rehabilitation facility except in Bangkok and provinces near Bangkok.

2. 調查項目

タイ労災リハビリテーションセンター事前調査調査項目

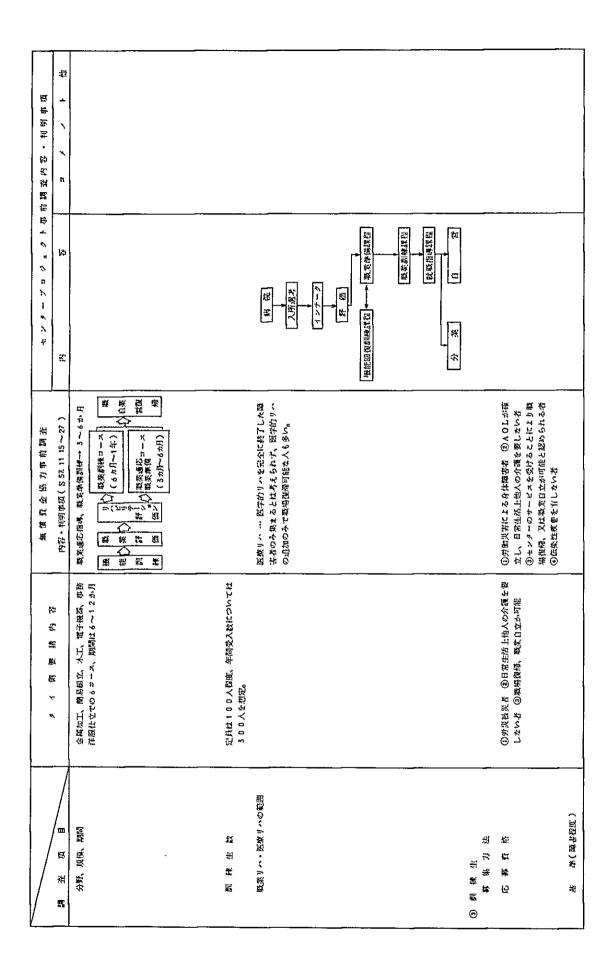
	100 000	無信費金額力亦即調查	カンドノロンコンドクト存	前調查內容。判明等項
調査項目	2	内容・利明事項(S57.1145~27)	54	コメノトも
<ul><li>1 相手向プロンェクトの目的地投 /全体計画の中におけるプロジェクト (の位置けけ</li></ul>				
① 因灸研治計劃	が5次国家柱衍社会研究計画(1982-86) におって乾炎労働者対策が重要な課題とされている。(概念リーセンチー製定計画)		内容は生育と異易の拡大、そして国民生活の 向上に必要なインラストラクチェアを近攻 させるなおに、種が、財政及の労働、さらに 行政制度の活用と適正配分のためのガイドラ インとして用いることを目的としている。	
③ 及來的位限打印	ILOKがかてもポプロシェクトのマスターブランを作成提出している。	•	1962 60 1981 817	
③ 程序·産薬情報		に発化の進展とともに製造系、建設業を中心 に福用労働者の増加が置しい。	国民所引 1962   2200パーツ   (1人当り) 1981   17200パーツ	
● 力凯布菲		労働力人口(1980年)22728千人のうち 不完全就労者4551千人(そのうち完全失業 者は204千人). 非労働力人口 8485千人		
⑤ 上記③~④に係る虫型経済、推模 関連技計(失業率、工業生産高他)				
⑥ 技術移転の成果が国家開始計画に沿用されるための flow chart	ガ災相貨 核金制度による投資事業の一事である。		<b>組織、資金、技術レベルの現状及び将来計画 ~</b> との関連。	イ 起 ・ 株 ――センターは労働局労災補債 基金部の下部組織。 ・ 資 ・ 会 ――・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				<ul> <li>投がいか。 — 9 4 関にとって、セノター は全く本知の分野でもり、日本関からの全 面的協領協力を必要とする。</li> <li>・ 将来計画 — 9 4 餌をしては、セノター が成功すれば、次期国家経済社会開発計画 (1987 ~ 91年) で同様のブロジェクト を拡大する用意もり。</li> </ul>
① ブロンェクトの優先度、緊急性	工業化の連携とともで労働災害が増加の一金 全たどっている。環英促進政策の点からも 派撃。		発先分野のリスト及ひ具体的理由	DTEC表版の際、次長10優先ブロジェクトの説明もった。
<ul><li>⑤ 受益効果(重接受益対象)</li></ul>	カ始和保存金板計によれば、19日1年現在 校児労働者私社27733人 → 障害故 1,285 人	現存者の年間発生人数は 2500 人と推計 リッ対象者を50多として1,000 人~1,500 人	左に同じ 誰が、直接の思定をこうむるか。	イ 労災による際告者

		计	1 3	
	8 4 5 8 8 4 8 4 4		当 1 6 まくロノー 6 7 ま	11. 12. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15
阿 充 項 目		内容·利名事項(S 57 11, 15~27)	25	4 / 4 10
③ 電用促進効果			リハビリ終了者の雇用の可能也。	<ul><li>大部分については、原数数略が可能。その住については自然表による表案的自立を おおす。</li></ul>
(G) 自动努力效果			<b>協定終了接出立てきるか。</b>	イ タイ間のカワノターパートの能力、教物 やよび的災権債券金の財政状況等から代所 して、自立社士の可能。
			は光の店用方法	イ タイ製としては、センターをASEAN の影ねエンターとすることにより、センタ ーの成果が国内はやりでなく、ASBAN 公面で、FRサエアンを指揮してい
① 战及幼织			枯力のリハセノターのモデルとなるか	11-10人では、10
2 アロジェクトの現状の記録 タイださけるリー計画及び現状 ① 被災労働者リーアリテーノ。 人 収集の位置付け 対他活発・原用失業状況		労働力人口 22728千人のうち 不完全就労者 4,551千人(1980年)	2 医 对	
生要産業・企業 (分災発生件数の多つ産業) は初の発表が行った圏本		女品・飲料、タバコ製造、金属製品・機械製造業・建設業等。		
なべかあれるからに (3) 被災労働者の現状		と呼ばる当つに米、年史元明とはペナバら汉維労動力の維持・確保の上から必要。	-	
	•	労災による際沿者1,285人(1981年)の 8 2 年仕手と指の降召。	A 路占者のサンプル関査(サンプル数 400)	イ 政告節位 8 4 多が上投降当くが好きたは税(政告) 上投降告者の7 1 条は優性降車。 ロ 午合構成 3 0 7 以下が7 7 多で、一枚労働人口の 5 1 名とくらへ、近い年令服の者が多い。
				なお子に大が84多で、一般対象人口の り18とくらん、数有フペルでも顕彰者の 方が一般対象者よりも優位にある。 は数状況 79多が元の顕明に復興。元の展胎に復 取した者のち、8191回一類種に復帰。
				白分様へ就扱した方は、今年のロ1名だナーがなる。

4 愈聚 38 内 给	年 位 致 会 饱 力 中 前 間 点 H 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	カノルコゾロジェクト母	書間投石谷・ 世里舟辺 コース・ン・ 中
	B	体出者の血接調査(面接人は	数据に復襲している者を入 、全員取儀転換している。 により放映の可能性が見込
<del></del>			9 人(55 多)、そのうち、作業用自助具 施装具がな必要とし、かつ、それらを用っ ての習物部体が必要なものも人。 、 就業の可能性が最もに乏してお5人
	级复数、休果福度给什些工匠障害相互给什么		
	らなる。 抽出人口(東北タイ) 5 多が路告省で、 ろうも、慢性疾患、ポリオ等。		
	アラバデノおよひコノケン最近到様センターでの訓練を了生の800~90%は日前または 一般対象。 (全国状況についてはデータとし)		
	<b>商学行りへ気軽も乾(サートノイ、メリリートな野勢力の高ける必要。</b>	路字的リヘビリテーノ。/	4 まれ会園でPTかよひ!ロが以上のリ ヘビリテーン。 / 施設を有する病院は、国 立で2 5、私立で2 1。理学療治の設備の ある provincial 頻院は 5、リヘビリテ ーン。 / 施数を有する provincial 頻路は
			コーターイプサンの原分のアントアリテーションの可因点。 の可因点。 の 医療の関系によってアン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(4) リヘビリテーション・スタップの不足(4) 遅れのリヘ医板に対する路線の欠如
			(お) 対災の治の60多が数件的リイドリチーション・ナーにスを必要とするが、状
			既にそのチーガスを収けたるものれ、中の事故のチャイン。

	3	無價質金額力再前關稅	カンダープロジェグト母	前間查内容。判明專項
調査項目	7 上医数器 2 体	内容·利明小项(S 52 11 15~27)	松	コメント色
騒然リヘビリ ( 騒気評価、過差訓練、軽減紹介 )		厚生局で一般障害者を対象としてリハケービ ス可能。しかし、きわめて限定された小規模	B 微然りくのリか!/ * ソ	4 内務名厚生福祉局により、主として幼少時からの障害者を対象にてか所の障害者を対象に
		のもの、他大学が陪他にて一郎突然されている。		数リイにリナーショノセンターが製図・通知 ロー技災分割者に対する数数リッピリテーツ
				*ソ・ケービスは、リハビリテーシャン担当官(referral officer)による援助活動
				に任何限定されている。同担当官の配数数は常動し名、非常動2名。1982年頃と
				シンへ担当官が配置されて以外、そのヤーアメキ受けれ役以労働者2601005、 90年が投稿。
<ul><li>⑤ 労働災事の発生状況</li></ul>		1981年28482件(一時的數不能 26545件)		
⑥ 労働安全衛生対策の現状		機械、電気、磁数等の安全基準の施行。 労制基準監督官の配置かよび労働安全衛生研 究所の設立準備が行われている。		
<ul><li>① 分災補債基金制度の現状 (収支、仕組み、内容)</li></ul>	事某主8465人,她出金额18480 百万B 松竹分散者28374人,松竹全数14817 百万 B	給付内容· 媒黄費、休柔補質給付、確害補 值給付、建集補價給付、群等材。		
<ul><li>⑥ ブロジェクト分野の現状 諸外国、国際機関</li></ul>	労災リヘセノターのM/P 110が作成・・ 提出した。		# 7	
投が方との相関へ分	11.0の31/Pをもとだしてタイのは要請してきたと思われる。			_
<ul><li>3 技術協力目標・計画</li><li>① センターの機能</li><li>(1) 身体機能回復、維持割け</li></ul>	所院にて治政後機能訓練を受ける機会の送し かった者を対象に関拐な理学療法、作業療法 か必要。	(目的) 労災故災者に対し根能訓練、職業計 個、職業適応指導及び職業訓練を受ける概会 を与えることにより、これらの人の再期職業 復帰、又社職業自立を促進する。	(目的)労働災害による身体障害者に対し職 蒸りへピリテーン・/及ひこれに必要を提供 回復訓練サービスを提供し当該被災労働者の 職業的自立を促進し、もって障害者検索対策 の尤実及ひ労働者の指述の向上を囚る。	
政院との変けら		阪ルセン・ドンストラン が取っ の数。	-	
<b>専門集员の確</b> 以		白本では降塔者5人に対し指導員1人の割合	最月数 81名 (4部円5課)	4 OT、PTKンシでは、関連学師をもひ 大学の筋媒体教者を採用下記。準備強への配 既予定のカワンター・・・・・4名Kンレては 日本での研修の協力製譜を受ける。

		無值音会協力斯前調查	母 トクェベログールベキ	: 前國 春 内容 · 判 明 母 項
/ E	女人国职能囚讼	(2012年125日) 日本田子・公中	5	7
H W H		內谷・刊列44. (25.11, 15~27.)		
(2) 政稅課衙。與稅益基		城茶評価 … 暗岩の長郊、程広、政本能力の 評価、既茶経験、技能の有無の判定。 既実指導 ・ 通信指導、体質副標がある。		
(3) 版次 融 模		従前の職権に復属可能な者又職業自立が可能 な者。短期間の訓律。 成業訓練 ・・ 同一企業の借職係へ転換を製す る者又は新載場へ再就職する者など所た本職 権の技能習得を必要とする者。民期問訓権。	最も習年ロース建設にかかわる非対所置在	<ul> <li>ようの企業(電気機械器具製造業、数と数・ 品容器製造業、製材業、製售業、および鉄 網業)の場合結果の模製は次のとおり</li> <li>(4) 総カレている障害者の戦務内容は、ほ とんどは未り様が第。</li> <li>(5) 単場環境については、1社を除き、い ずれも方全角は面での配置に欠けている がまと存金筒は面での配置に欠けている (4) 単原生の障害者属用についての名え方</li> <li>(6) 社業員が第3次的製造によっての名よ方</li> <li>(7) は業員が物製設場によって身体障害</li> </ul>
		•		るとなった場合、会社責任として雇用 維持の意思はあるが、できれば何らか の技能習得が望ましい。 ⑤ 属用維持の場合、原教復権が基本。 ⑤ 摩次労働者を所及雇用することはな
				っ。 ④ 政治労働者に対して政地環境の改善 等について特別の配道を行うがえばな。 っ。
(1) 数 数 松 今	分的心力質の模束紹介機関かある。	<b>入所の対象者の条件として売の企業に戻すととを前提とする。</b>		イ * 4回(労災権債が金部)としては、センターにサービス権了生の職業相介を行う 税能を持たせることを考えている。職業疫 危援関が、一般失業者への対応で精一杯でもり、障害者に対しては、サービスができ もり、降害者に対しては、サービスができ
				を考えれば、当面はモンター自体に駆棄相 介を行わせるのが、現実的と思われる。
<b>∞</b>	今回の計画には合えず。	<b>在</b> 在同じ	左に向じ	
(3) 7~××の設む、地ルガシ! 田 恵 数 浜			<b>计会技店の収拾でよべの設定のひて</b>	<ul><li>1 主として原数復稿を目録とした創献を行う。原集復稿が固轄を着については、自哲教へもの以来を目標を目標を上に割株を実施。</li></ul>



		無債費金協力事前調查	サンタープロシェクト年	中的調在內容。初明事項
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	内容・利明市項(S 57.11 15~27)	内	コンソト
光 報	元の取得に以ナスは既英日立を促進。			
訓末生の九担経改				イ センター入所中の副株主の任所的負担を 軽減させるための長助指限を繋げることを 検討する。
<ul><li>⊕ カクノターバート 人代、均容、空間、給与</li></ul>			配配が前 1983.7~4名のカウンターパート子製造の 発令(各部門環長アペルPC3~4レペル)	4 3-@-(1)の専門毎Qの確保を参照
迎 着 对 策 劉代計國人 政党方法				
<ul><li>⑤ 日本人専門家 佐 剤</li></ul>		·	Advisorである(専門ペー・カウノターバート - ・ 部様生) 行政、経営の責任負わ	ムータイ質が配合を製造した日本質専門会社ならなから、アイロン・フィー・ファー・フィー・ファー・フィー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ
			0.4.2.2.	14. 位 (
				チーフ、アドバイサールよび調整員 合 1 名。 ロ チーフ・アドバイザーは、センチーの選
				だに包した、カノターの形式ガダットだが、 が 第6 なにこも 泊後 5 にっち かい ない
蜡片			原式リイ計画及び医療リイ群語並びに関係す	
米 祭 ち ゆ チーンナドバイザーの位置			ニュアル作り	
(a) 機材(主政) (b) 機材の内容(主政) 機能回復・維持訓練			別的リスト各個	<b>张</b>
<b>数菜仔细、饭菜茄</b> 鸡				
業 器 秋 縣	も合機材コース用、金属加工コース用所はコース 用、中務コース用、電子機器コース、指数性立てコース用、大工コース用、その他リン関係機材コース用、大工コース用、その他リン関係機材			

	) ) ;	無債費金協力事前調査	ナンメーソロンエクト	母您就知兄的,此知尊近
期 資 魚 田	4 2 3 4 3 7 4	内容·钊明中项(S57 11, 15~27)	49	ロメント面
(2) 訓練用機材 カリキュラム				4元 改図なし
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
数科讲				
视镜优数材 强 致 数 数 好				
(3) 機材の荷受人				Department of Labour
(3) 安蚕鸡斑				Ministry of Interior
(5) 機材の自己調達				
() tys-10+11			4/*-0+4-	ムーバンコクの北約3 D Km、ランシット県バー
				/ソーンおぶにもり、日並は2 / フィ(ぎょから 2 / 0 0 1 m で ) がくた 数米部介所 まけ 7 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /
				アリテーン。ン部門もあるしもあり、紅地条件は氏氏。現在は、15数名地域国路路の
				所有地であるが、労働局への移費につてて は、同局かよび果田事へ了解は得られてか り、日下財務局の回答体もである。
<ul><li>(6) センターの格数内容</li></ul>			カノターの指数な枠	ム 医学的リくアンテーノ。ソ部門、環境的リくアンテーン。ソ部門(職務連接額
				門と職業創株部門等)、研究・企画部分・ より資理部門に対応した施設を整備する。 管理部門には製具かよび人所が用信令、食 気かよび多目的ホール等も含まれる。
カウノターパートの配置 (配置表、クラス、ステータス也)			與表評価·指導課長 以 数英準備。即程課長 根能回復期種課長	準備室設置の転発合予定
(S)			研究。企画課長	
			具体的な予算の流れ 2月 - 概算策定作業	
-			<b>机算决定(稳</b> 国会等	
			祥	

		無位責金協力事虧調査	サーク・ジョブ 1 ター井	前調点内容·利明事項
調查項目	多人侧颊副内容	内容・利明市項(S 57 11 15~27 )	24	ロイソト毎
労災将金の部九				
現行子質額(管理法、事業費の均	•		( 极次	~
訳過去3年間の予算の進移を			1983 16,000,000,000,100	1983 1200以の0177 / イナイ・8分十年7世末か)
(An				1984 150000016
			1983 17297886900 2	(サンダー製物図画)
				1,800,000.
			<b>.</b> ~	(人件依他)
			1983 188042500 1-2	1985 7000,000-1
			1984 222,850,900 - 1984	(3) 对对程度位)
			労災米金子群 10484000ペーノ	
アロシェクトドび指針位の東京は今、中国では、中国では、アーングロスト、四次ロース連続技術画)コスト、四次ロース連続技術画)				
4 メイ何の独力団社成の次格体制計画				-
(1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				(目的)労働災害による身体障害者に対し殿
17 年3 - 四七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	-	计划 - 4 / 4		<b>英リヘビリテーショノ及びこれに必要な医学</b>
		本		的リペアリテーン。ノのサードスを提供し当 法技災労働者の職業的自立を促進しもって職 当者就業対策の充実及の労働者の協注の向上
		野型部門 (9.5部門		が図み
		第 第 第 第 第 第 第 5 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		
		a ab		
平 黄 色 矿	内族省労働局労災補債基金部の下部機関			

	:	無 貸 資 金 路 力 塔 包 超 強	カンダーショジョグト母形	1調査内容・利用専項
y y	メト皇財話乙寅	への「まではら)男子選手・移手		
H H		74. 也知事項(25/11.15~2/)	\$t	は、マンは
トノダー拍破囚			-(配路~小坂田)-	
			「数数存置・組織している。	
			( 民学的リン部門) 技能回復副代理	
			元 — (京先・合産的三) —— 中代・会権 以	
			(合用部門)省 組 以 (資用	
				the second second
音志決定機関の機能の特段				
労災基金の制約及び行政指導の範囲				
関係合名との関係(調整機能要ありや)				
プロジェクト責任体制(責任者、責任者、責任者、責任者)			イーセノターの所長は、当面、労災補債基金 ゴロエキギュー	
			FL K 15 1 5 5	
ブロンェクト子科			イ 1983年度予算(特別予算)にかいて	
(人件及、管理费、收付费)			サイトの盗り土等に必要な経費約1,200万	
			(1-) 2 4 数 (1-) 2 4 数 (1-) 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
			-	
			関連程費として約1,500万パーツ、準備段	
			階にかける人件費として約1.8万パーノを	
			双次中。	
			パ 1985年度以降においては、年間約700万パーンを要求する予定。	
外国援助との子算上の相関関係	医薬ない	関係なっ	記事から	
プロジェクト状態スケジューグ、中代的女スケジューケン			配偶されている。	•

		無價費金協力專物調查	サイングーグログーをイナ	4.2 小中南前闊盗内容。料明市項
10	4 人 包 吹 器 乙 价	內容・利明亦項(S 57 11, 15 ~ Z7)	内	コメント他
14				
3.87 耳 (1) ブロジェクトの完成収			_	メイ何では、センター設置に伴う人的、財政   11.00mm   11.00mm
(投入計画、活動計画 日め海豚軒面 日から				町裏口が十分に認められるほか、母者ものな     死、関連角数の整備状況等を特合的に勘楽し
				た枯果、センターの維持・遅ばは十分に可能
_				一つものと判断される。
(2) プロジェクト管理運転の適正度				
(相手館のプロシェクト)に結体的、内部的には対象的、及び日本語の支援				
体制)				
(3) 計画白なの政治社 (6.5.7 の)		•		
()女部にはらに強大化、()女人、日的の因果因所被定の発当性 ()プロ				
シェクト選定、形成の適用度 ①技				
169.49%				

別新

( 対策を必要 ( ) が実体がの液移 ( ) が実体がの液移 ( ) が実体がの液移 ( ) 7 3人の3 5 人の3 4人の3 4人の3 4人の3 4人の3 4人の3 4人の3 4人の3	調 连 項 目	前 回 調 街 帮 果	4 回 調 至 为 容
(2) 母災労働者2 2 7 2 3 人のうち (4) 日本の後不能者 1, 2 5 人 (5) 母災労働の表別が指数 1, 2 5 人 (6) 母災労働の表別がに着 1 0 人 (7) 母災労働の表別がに着 1 0 人 (8) 母災労働の表別がに 2 2 7 5 人 (1 6 多) と	1 労災による障害の実態調査	1	される被災労働者(19
水人一面労働不能者 1.2 7 5 人         (1) 商金の経動(切断、振信電送別、上段国書者については立、元 別、	(就労状態、生活状態	7,723,005	ŧς
	センターに望む母項等)	1,27	の実態
は以労働者数の高度薬別状況 な品、吹れ、メニョ製造業 4.49 0人 (16 5) は汉労働者の職事報等の状況 会体製造 (16 5) (16 5) (16 5) (16 5) (16 5) (16 5) (16 5) (16 5) (16 5) (10 5)		•	障害の種類(切断、機能障害別、
会局製造業 4.49 0人 (16 5)         (2) 技災労働者の職場投稿等の状況           会局製造業 4.49 0人 (16 5)         3 同一企業への遺稿 (同種か他の職種か)、他企業への遺稿 (同種が他の職種が)、他企業への職職・主人会財産業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職 数 案 2.5 9 人 (10 5)         (10 5)         +の他別の状況           職権・支針製造業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職権・支針製造業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職権・支針製造業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職権・支針製造業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職権・支針製造業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職権・支針製造業 2.5 4 5 人 (9 5)         (9 5)           職権・ 8 2 月 ため間 1.5 2         (9 5)           職権 6 8 7 日			
(2 数 次 2.7 5 7 人 (10 5 ) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		4,490	
程 数		4,48	○同一会業への復格(同種が他の職権が)、他会業への結職、自然、
(1) (2) (4) (5) (5) (4) (5) (4) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5		※ 2.7 5 9 人 (1	その他別の状況
政告者(永久一部労働不能と永久全労働不能)		2,545人 ( 9	
1,285人の障害原因と障害部位別状況 (3) 魔岩原因 (4) 後 8 2 8 8 8 8 7 8 8 9 8 7 8 8 9 8 7 8 8 9 8 9			
<ul> <li>1 確認原因</li> <li>1</li></ul>		1,285人の随著原因と確害部位別状况	
機 様 687 889			
商下物 2.1 その他 15.2 の 取出部位 事と指 8.2 0 足と尾指 5.7 被 合 3.1		6 R 7 R	
<ul> <li>の 成出部位 事と指 8 2.0 足と尾指 5.7</li> <li>被 合 3.1 匹 2.7</li> <li>その他 6.5</li> <li>被災労働者への労災補債基金からの給付</li> <li>( 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株 株</li></ul>		7.1 七の街 15.	
手と指 820 足と足指 5.7 数 合 3.1			
放 合 3.1 配 2.7  その他 6.5  被災労働者への労災補債基金からの給付  「		8 2.0 足と足指 5.	
その他 & 5 被災労働者への労災補債基金からの給付 (最		合 3.1 股	
<ul> <li>         歩 2 成高2万パーッ(義肢・提具を含む)</li> <li>         は</li></ul>			
様 業 段 最高2万パーツ(義ស・採具を含む)			
体		遊	
「政告補債給付 月極給与の60名、最高10年 サンプル調査     2.       申集団、275人/サンプル数120人     人       ① センターに望むリハサービス     8.3 名       機能回復訓練のみ     2.5.3 名       機能回復訓練と戦リハの両方     5.1.7 名       希望なし     1.6.7 名			
サンブル調査         母集団 1.275人/サンブル数120人         ① センターに望むリハサービス         機能回復訓練のみ       8.3 %         成りへのみ       2.5.3 %         機能回復訓練と戦リへの両方       5.1.7 %         希望なし       1.6.7 %		月類給与の60%、最高1	
母集団も2 5 人/ナンブル数12 0 人     大面接を行いたい(1日実施)       センターに望むリハサービス     (1) 面接希望人数 10 人       機能回復訓練のみ     8.3 多       成りへのみ     2.5.3 多       機能回復訓練と戦リへの両方     5.1.7 多       希望なし     1.6.7 多       (3) 必要なリヘビリテーンョン・サ			2. 故災労働者のうち、現在最も既場復帰が困難な者を無作為抽出して個
センターに望むリハサービス     8.3 年     (1) 面接希望人数 10人 数能回復訓練のみ 25.3 手       版りへのみ 機能回復訓練と戦リへの両方 51.7 手     ② 現在の生活実際 3.2.7 手       希望なし 16.7 手     ③ 必要なリヘビリテーンョン・サ		母集団 1,275人/サンブル数 120人	
訓練のみ     8.3 毎     (2) 調査事項       み     2.5.3 毎     (3) 建数阻等原因       訓練と戦リハの両方     5.1.7 毎     (3) 投資の生活実際       1.6.7 毎     (3) 必要なリハビリテーンョン・サ		センターに望むリハサー	面接希望人数
み     25.3 多     ① 就職阻害原因       訓練と戦リハの両方     51.7 多     ② 現在の生活実際       16.7 多     ③ 必要なリヘビリテーンョン・サ			
<ul><li>訓練と戦リへの両方</li><li>517 多</li><li>167 を</li><li>30 必要なリヘビリテーンョン・サ</li></ul>		2	
167年 〇 必要なりへにリテーンョン・サ			
		1 6.7	必敗な ロくパリナーソョン・ヤ

<b>数 及 日</b>	<b>韓</b> 回 梅	査 特 泉	今 回 鸛 苺 苺 砕
	② 住 別		④ リハビリテーンョン終了後の職業的自立の方法(就職又は自営、
	J 7 Q 8 多	女 29.2条	<b>版</b> 種 〉
	(6) 年 合		3. サノブル調査対象となった障害者のりちも0.8が医学的リハビリテー
	20才以下 233	R	ンョン ( Physicel rehabiliration )を致むと回答しているが、そのう
	21-30 55.0	R	ち尖隙に胚凸的リッピリテーションを受けた者の人数にひてた
	31-40 15.0	K	
	41才以上 67	R	
	④ 既咨部位		
	四 17名	跟 2.5%	
	手 208第	指 54.2%	
	盟 150名		
	足 3.3% 足	足指 2.5 %	
	(6) 障害労働者の生活状態		
	受傷の結果、失暇した障害労働者	の者に対しては、労災補債給付終了後は	
	一也被形なし。徐った、多くな、哲里で語り、	5里に帰り、生徒家族のやっかいにな	
	って生活せざるなえない。		
2. センターの全体構型の把握	(1) 運営体制等		
	カンターは労働局労災補債基金部	金部の下部組織とする。	
(1) タイ倒の投入計画	① 联员配置		4. センターでリッピリテーション・サービスを提供するのに必要な専門
(選替体制、予算、人员	所長 課及5	5 医師 1 PT 2	<u>u</u>
の確保等)	OT 2 布護婦 2	. 有護助手 3	例) 心理判定員(サイコロジスト)
	心理験 1 ソーン・ル	VD   W   W   W   W   W   W   W   W   W	取薬訓練指導員、ソーシャルターカー、医師、P T、O T、等
	割棟指導員 9~12		
	<b>管理・記録 5 会 計</b>	十 2	
	タイピスト 2 電話交換	で換 1 調理員 3	
	合熙2 许第6	<b>小</b> の街 B	
		計 61~64人	

今 回 湖 荘 内 容					5 センターの予算指数状況について									•							
前回調査結果	② 组 既	商問答具会	所辞	管理課     研究・調査     販業指導     医学的リン課     職業訓練課       統計     評価	<b>禁                                    </b>	約7 0 0 万パーツ(約8 0 0 0 万円)を見込んでいる。とれは労災補債法金の法改正(今年 4 月の総選挙後の国会で策議予定)を経て、そ	の剰余金をあてる計画。それまての間は、一般予算の中から支出予定	④ 人員の確保	人事院と接砂予定。	(2) センターの目的・目標等	労災による障害労働者の取場復帰を援助。	④ 城 株	当面、定員は100人程度、年間受入れ故は300人を心定	② 拉铁站	労災補供甚金の給付を受ける者および労災による身際労働者。	労災による瞭害者の年間発生数に約2,500人と推測され、その約	半数の1,000~1,500人を当面のリハ対策の目標人数とする。	1 労災による職事名	<ul><li>日常生活土他人の介護を増しない者</li></ul>	ハーサービスを受けることにより取場復帰さたは戦楽的自立が不能と	認められる者
關於項目										(2) 括動計画	(目的・目標の設施・対	象者・協力範囲・内容等 )									

調 垄 项 目	前回調正格果	今 回 調 査 内 容
	⑤ リハ・サービオだついて	
	4 数学的しく	6 セノターには、何らかのレクリエーンョン機能を持たせるととが望ま
	パンコク市内の公立病院との遠けい体制を基礎とし、治療後機能	しいかどうかんついて
	訓練を受ける機会の乏しかった者を対象に簡易なPTおよびOTを	
	(11)	
	ロ 戦楽的リン   戦楽評価、戦楽適応指導、リベ・カウノセリング	2. 職業訓練コース選定にかかわる事業所調査につるた
	技能訓練、就職指導、フォローアップ、研究	(1) 調査事業所の業種および事業数
	. 英篇	金屑加工、機械組立、木工および電子機器関係の事業所各1カ所
	① 技能訓練の敬種	(2) 對查項目
	a 金属加工 b 简易摄储组立 c 木 工	4 抜抜・蛟縮と川県ドウマケ
	d 電子機器 e 事 務 f 洋服仕立て	ロ 路害従業員が従事したるる作数につるた
	く選択理由>	<ul><li>、 政告従業員の作業成績に関する事業主の評価について</li></ul>
	。a~cは関連産業で災害が多いので元の職場に復帰させるため	
	の訓練。	
	o d は 屈用 指 授 の 多 小 類 径 で 、 下 肢 陸 岩 劣 も 可 。	
	。 e 仕下肢障害者 6 可。	
	。f は自営を配成。	
	② 型株部園	
	元類復落の監禁 4 か月	
	政権転換(合自担)の訓練 6~12か月	
	② 就敬指導	B センターにおひてりくピリテーションを終了した右右位様へ紹介する
	。 パンコクおよび64界の概葉紹介機関が次人情報を提供する	ことの可否(法也面からの検討)
	体制をとる。	
	。 医学的リハ担当官 (referral officer)の配置。	9 referral officer の配置状況(人数、取動内容)及び取扱い
	(治療の終った障害労働者に医学的りいを受けるせるために病	件故等。
	院に紹介するとともに、リハの進行状況を雇用主に知らせる。	
	リハ後元の戦場に復帰させるか、その能力にあった新たな仕	
	事につけるよう事業主の協力をえること。)	
	(2) 福 睒	
	タイ盤のアケーグリントがある。	4
		規校をどう考えているか。

調 在 項 田	前回調査結果	今 回 調 荘 内 容
	(3) 協力の範囲と内容 (3) 協数の砲設かよび機材供与	
	無位資金協力による施設(寄宿舎を含む)の建設と機材の供与② 技術協力	11 技術協力につるて (1) 日本に期待する研修の内容(派遣希望研修員の職権)人数、時期、
	専門家の祝遠かよび研修員の受入れ	期間等)
	(専門家派選時期かてび研修員の受入れの時期についれば、施設通	2) 日本から承遺して欲しい専門家の内容(旅道希望専門家へ職種、人
	設に先立って行われることを希望 )	数、時期、期間等)
3 医学的リハ部門の機能、	(1) 既存の施設	12. 医療施設さまび医学的リハビリテーション施設の地域別、定員別状況
<b>柘段、昭6、メッッレドリロ</b>	1 フカ所の大学病院および主要公立規院(9 ちパンコクに6カ所もり)	たつか た
た の 関 在	□ PT、OT部門をおいている病院もあるが、大部分はPTを行うの	
	が背一杯であり、機能訓練を行える設備およびスタッフを有するもの	
	<b>た、ごく阪のれたひる。</b>	
	(2) スタップの療成	
	4 医師 年間 6 D D 人位	
	ロ PT:大学から年間20人が卒業	
	現在免許を有する者約300人のうち、実働は140~150人	
	へ 0丁:チェンマイ大学にコースが設けられており、今年1回生10	
	人亦母然中距。	
	(3) 義肢, 装具施設	
	表肢製作能力のあるのはも构院のみ	
4. 酸粧リン部門の機能	(1) ゾレパドンカロンケン残然壁楽カンダー	
施設、設備、メダッレだひる	イ 入所資格	
たの調査	。年令は15~45才まで	
	。ADL自立	
	<ul><li>学歴不同、 訓練を受ける理解力がある者</li></ul>	
	。伝染性疾患のなる光	
	ロ メルスナン ロンケン	
	完员 100人 / 定	
	洋 10人 洋・洋服 26人	

超 许 項 田	霍	回覧	帮 杂	♦	0	點	茶	氏 幹	e.L	
	及布	28人 ラジオ	<ul><li>・テレビ修理 29人</li></ul>							
	電気機器組立	10人 理 谷	Y 6							
	存被	10人 美容	<b>4</b> 9							
	ッジオ・ナンの物理	核理 64人								
	抽	146人 計	707							
	ハ 入所者の主を障害	杂								
	ポリナが圧倒的に多い	お多ち								
	- 別秋修了生の道路(198	路(1981年)								
		ブラベチン	u / 4 /	_						
	回	598	308							
	一般就堪	2 2	, 0 %							
	保護雇用	1 0	1							
	そのも	٥	1.0							
		100	100							
	ホ ブラパデンドは	アラバデノには接産施設が併設されている。	ている。							
•	敬種は洋双30人、破傚9		人、大部分の入所者は1年以内で自営ま							
	たな一般就職したるる。	5 % 0								
	へ 坂Ц故(アラパデン)	( ハル								
	所長 1 ソーノキル	11/410 11	3 サイロロノスト 1							
	訓練指導員	24 石馥助手	3 中務員 3							
	<b>その</b> 2 6	6 計 59人								
	(2) 傷てぼ人のための職業訓練も	職类訓練センター								
	4 女									
	病院での阪袋サ	佐路よの阪袋ヤーゴメや必要としたる右	な社							
	n 目 的 社	社会復帰								
	へ 訓練科目と定員									
	作服、ランオ	作服、ラブオ・テレビ修理、熔接、宝石加工	、宝石加工、皮革細工							
	各10人	計50人							•	
										)

今 回 調 荘 内 容	<ul><li>13 サイトの状況について</li><li>(1) センター周辺にかける病院、取薬紹介所、企業の立地状况</li><li>(1) エンコク市内の連げい予定契院における医学的リハビリテーショ</li></ul>	ノの体制 ② 近降職業組介所にかける身体障害者の職業紹介体制 ② イノフラの整備状況 (3) 交通事情 (4) 而 依	<b>少</b> <b>少</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b> <b>か</b>
			かいない。 では、 を のないないないないない。 のないないないない。 では、 でいいい、 でいいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいいい、 でいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいいい、 でいいいい、 でいいいいいい、 でいいいい、 でいいいいい、 でいいいいい、 でいいいいいいいい、 でいいいいいいいいいい
			をある カース はい ない ない ない ない ない ない ない とり とり とり とり はまない こう はい かい
ね			数 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 第 四 四 四 四
掻			守による被災労働者が増加。とするリーン対策は、労働者福祉、このリー対策については労債を受けている。 災による身職者に限定し、機能のもとで引き続き雇用されると 雇用主に雇用される場合の困難 機関の活動強化によって相当者 等による職業自立の可能性も劣 が記の可能性は填づけられる) 性が高い。 局等関係機関とのデッケーノョ
麒			
0			田園ののことでは、日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
臣			(1) 妥当住・可能性  1 工業化の進展に伴い労働災害による被災労働者が増加 働者の早期環境復帰を目的とするリー対策は、労働者福 者の維持確保の点から必要。このリー対策については労 方面へ強い要認あり。  2 ブロジェクトの対象は、労災による身職者に限定し、 図ることにより、元の雇用主のもとで引き続き雇用される場合の の職業経験の実績、職業紹介機関の活動強化によって相 れると認められるほか、自営等による職業自立の可能性 こと。  (ブラバデンシェびコンケン職業訓練センターでの実績 の[ficers の契績からも、前記の可能性は異づけられ 小 選信費の財源として労災補依益金制度の残付けがあり 予定地の確保についても契別性が高い。  高 頻院、職業紹介機関、原生局等関係機関とのデッケー 体制も十分と認められること。
調 充 項 目	5. その他 センター設置に係るサイト の調査符		6. 上前1~4を踏まえた本プ ロジェクトの可能性・吸当性 たついての調査 たついての調査



